第 8 回

## 熊本県議会

# 環境対策特別委員会会議記録

平成20年9月24日

開会中

場所全員協議会室

### 第 8 回 熊本県議会 環境対策特別委員会会議記録

平成20年9月24日(水曜日)

午前10時3分開議午後0時58分閉会

本日の会議に付した事件

- (1)産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について
- (2) 有明海・八代海の環境の保全、改善及び 水産資源の回復等による漁業の振興に関 する件について
- (3)地球温暖化対策に関する件について
- (4)付託調査事件の閉会中の継続審査について

出席委員(16人)

委員長 鬼 海 洋 一 副委員長 吉 永 和 世 成 委 員 西 出 勝 委 員 岩 中 伸 司 委 員 堤 泰 宏 委 員 城 作 下 広 委 員 井 丰 順 雄 委 員 福 和敏 島 委 員佐 藤 雅 司 委 員 森 浩二 委 員 船 公 子 田 委 員山 口 ゆたか 委 員浦 田 祐三子 委 員内 野 幸喜 員高 洋 介 委 野 委 員 増 永 慎一郎

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者 環境生活部

部長村田信一

次長江副 健 中 次 長 Ш 寬 環境政策課長 楢木野 書 環境政策監兼環境政策課 環境立県推進室長 森 永 英 政 環境保全課長福 秀 留 清 水環境課長 小 嶋 誠 自然保護課長 久 保 歳 廃棄物対策課長 山本 理 廃棄物公共関与政策監兼 廃棄物対策課

公共関与推進室長 山 口 洋 一 地域振興部

政策審議員兼 交通対策総室課長補佐 中 川 誠 商工観光労働部

次長 竹 上 嗣 郎 産業支援課長 前 田 正 夫 農林水産部

> > 井

正

研

範

農林水産政策課課長補佐 浜 田 義 之 首席農林水産審議員兼

農業技術課長藤

政策調整審議員兼

 畜産課長
 高
 野
 敏
 則

 農村整備課長
 榎
 純
 一

 森林整備課長
 織
 田
 央

 森林保全課長
 藤
 崎
 岩

水産振興課長 岩 下 徹

漁港漁場整備課長 久保田 義 信

水産研究センター所長 吉 田 好一郎

農業研究センター所長 久 保

土木部

 次 長 天 野 雄 介

 土木技術管理室長 田 口 覺

 土木審議員兼

道路整備課課長補佐 手 島 健 司 ! であったと考えております。

河川課長 野 田 善 治 港湾課長 大 塚 徹

土木審議員兼

都市計画課課長補佐 林 俊一郎 土木審議員兼

都市計画課景観公園室長 大 谷 祐 次 下水環境課長 中 庭 安 一

#### 教育委員会事務局

義務教育課長 木 村 勝 美 企業局

> 次 長 上 野 幸 一 工務課長 福 原 俊 明

警察本部

交通部参事官 新 藤 俊 博

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 内 田 豊 議事課課長補佐 中村時英

午前10時3分開議

○鬼海洋一委員長 おはようございます。た だいまから、第8回環境対策特別委員会を開 催いたします。

なお、本委員会に4名の傍聴の申し込みが あっておりますので、これを認めることとい たします。

開会に当たりまして、一言お礼を申し上げ ます。

先般、7月25日に実施いたしました管内視 察につきましては、大変暑い中でありました が、多数の委員に御参加いただきまして、ま ことにありがとうございました。お疲れさま でございました。

天草市の廃食油を利用したバイオディーゼ ル燃料施設、上天草市の水産研究センター及 び宇土市の保健環境科学研究所を視察しまし たが、それぞれに先進的な取り組みや試験研 究、検査等を実施されており、有意義な視察

特に、井手議員からは本会議の中でお褒め をいただくなど、大変委員長としてもよかっ たなというふうに思っている次第であります。

今後の審議の参考にしていただければ、ま ことに幸いだと思います。

それでは次に、執行部のあいさつの前に、 今回企業局の上野次長が出席しておられます ので、自席から、まず自己紹介をお願いいた します。

○上野企業局次長 おはようございます。企 業局次長の上野でございます。今回から出席 いたしますので、どうかよろしくお願いいた します。

○鬼海洋一委員長 それでは、執行部を代表 して、村田環境生活部長からあいさつをお願 いします。

○村田環境生活部長 おはようございます。 執行部の方から一言ごあいさつを申し上げま

委員の皆様方におかれましては、産廃処理 施設の公共関与の推進、それから有明海、八 代海の再生、さらに、地球温暖化対策に対し まして、格別の御配慮をいただきまして深く 感謝を申し上げます。

今、委員長からもございましたように、去 る7月25日に、委員の皆様方には、県の施設 やその取り組みについて視察をいただきまし て、貴重な御意見とともに県の取り組みに対 しまして激励の言葉もちょうだいをいたしま した。重ねて感謝を申し上げたいと思います。

さて、本日は、議題であります地球温暖化 対策に関する件につきまして、温室効果ガス 総排出量の状況や県における地球温暖化対策 などの進捗状況などについて、関係課長から 御説明をいたします。

報告事項といたしまして、公共関与による

管理型最終処分場の整備、それと有明海、八 : 考えておりますので、説明につきましては、 代海再生に係る提言への対応につきまして、 6月議会からの進捗状況並びにこの夏八代海 を中心に大きな被害がございました赤潮の発 生及び被害状況の3点につきまして御報告を 予定しておりますので、よろしくお願いを申 し上げます。

簡単でございますけれども、ごあいさつに させていただきます。

○鬼海洋一委員長 では、お手元に配付の委 員会次第に従いまして審議させていただきま すので、よろしくお願いをいたします。

初めに、今回の委員会審議の進め方につい て、私から若干説明いたしたいと思います。

今回の議題につきましては、地球温暖化対 策に関する件を集中的に審議を実施したいと 考えております。これはもう先般の視察の際 にも、各委員の方々にお願いしてまいりまし たが、この議会では集中的に審議をしたいと、 こういうぐあいに考えておりますので、御理 解と御協力をいただきたいと思います。

と申しますのも、国において、京都議定書 に定める6%削減とその先の低炭素社会につ ながる取り組みが進められておりますように、 本県においても新たな取り組みの必要性を感 じます。

こうした観点から、本県として取り組むべ き新たな施策等について、議論を深めること ができればと考えております。

なお、本年度の審議の成果については、執 行部に対する施策の提言、先月発足をしたス トップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議に対 する新規事業の意見の提出、国に対する施策 の提案という3つの方法を想定いたしており ます。各委員の皆様には、よろしく御協力を お願いいたします。

まず、執行部から説明を受け、その後質疑 を行いたいと考えております。

なお、委員会の運営を効率的に行いたいと

できるだけ簡潔にお願をいたします。

では、執行部から説明をお願いします。

地球温暖化に関する件、本県の温室効果ガ ス総排出量の状況、県における地球温暖化対 策について。

楢木野環境政策課長。

- ○楢木野環境政策課長 おはようございます。 環境政策課でございます。
- ○鬼海洋一委員長 座ってどうぞ。
- ○楢木野環境政策課長 じゃあ着席のまま説 明させていただきます。
- ○鬼海洋一委員長 この後説明いただく方は、 座って結構でございますので、よろしくお願 いします。
- ○楢木野環境政策課長 まず、説明資料をご らんください。

資料につきましては、総論部分は環境政策 課、個別の政策は各担当課から順次御説明を 申し上げます。

1ページをお願いいたします。

去る9月19日に公表いたしました本県の温 室効果ガス総排出量の最新の状況について御 説明を申し上げます。

まず、1温室効果ガス総排出量についてで ございますが、平成18年度の総排出量は、こ れは速報値でございますが1,226万6,000トン、 基準年の平成2年と比べまして10.1%上回っ ております。昨年度、つまり17年度と比較し た場合、0.7%減少しておりますけれども、 依然削減目標との差は16.1%という厳しい状 況でございます。

目標を達成するためには、森林吸収で8.1 %のほか、8.0%の排出削減が必要な状況で ございます。

2ページをお願いいたします。

部門別の温室効果ガス排出量についてですが、部門別内訳を見ますと、産業部門が38.7%、これ一番右の方に括弧書きで書いておりますけれども、産業部門が38.7%と最も多く、次いで運輸部門24.5%、家庭部門16.5%と続いております。

また、基準年と比較した伸び率を見ますと、 家庭部門が一番大きく、次いで業務その他部 門、運輸部門と続いております。

前年度と比較した場合、全般的には若干減少しておりますけれども、産業部門はごらんのとおり増加傾向にございます。

3ページをお願いいたします。

県における地球温暖化対策につきまして、 6月委員会後の進捗等により更新した部分に ついてアンダーラインを引いております。

これより順に担当課から御説明してまいります。なお、数値の時点修正にとどまる修正 箇所につきましては、説明を省略いたしますので、御了承いただきたいと思います。

まず、1、温室効果ガス排出削減対策の推進の(1)横断的施策から、ストップ温暖化くまもと県民総ぐるみ運動推進事業についてでございますが、アンダーラインのところで説明いたします。

8月23日、知事を会長とした推進会議を設置しまして、第1弾の県内統一行動として、ノーマイカー通勤・エコドライブ、冷暖房温度の緩和、マイバッグの利用の3つを選定いたしました。当初会員は210団体、趣旨、目的に賛同する法人、その他団体は、随時申し込みができるようにしております。

また、内部に企画委員会を設置しまして、 新たな県内統一行動等の協議、調整を行うこ ととしております。

同じ日には推進大会を開催いたしまして、 全県民が一体となった地球温暖化防止くまも と県民運動開始宣言が採択されております。

さらに、お開きいただきまして、4ページ

になりますけれども、県民総ぐるみで地球温暖化防止に取り組む社会的機運を醸成するとともに、環境配慮の取り組みを一層推進するため、実践行動キャンペーンの実施、統一キャッチコピーとシンボルマークの募集を行うこととしております。

次に、環境立県くまもと推進普及啓発事業についてですが、来る11月8日、地球温暖化防止をテーマとしたシンポジウムと子供の環境行動を促すこどもエコフェスタを統合したイベントとしまして、くまもと環境祭を開催することとしております。

次に、地球温暖化対策推進事業についてですが、商工団体、市町村、県民等に対し、一斉消灯行動への参加を呼びかけるライトダウンキャンペーンについて、6月21日とクールアースデーの7月7日にくまもとブラックイルミネーションを実施いたしました。地球温暖化防止月間である12月にも実施を予定しております。

5ページをお願いいたします。

環境管理システム推進事業についてですが、 8月に庁内のISO管理委員会を実施しまして、環境基本計画の進捗状況の報告や環境基本方針等の見直しを行いました。

次に、環境センター運営事業についてですが、動く環境教室は、本年7月末現在で39回開催し、延べ2,691人が受講、エコロジスト・リーダー養成講座では、講座を受講した25人に終了証書を交付しております。

○木村義務教育課長 義務教育課でございま す。

資料6ページの環境教育推進事業をお願い いたします。

主な進捗状況を御説明いたします。

②の学校版環境 I S O コンクールは、環境問題に取り組む学校体制づくりの推進をねらいとしたもので、昨年度に引き続き県内すべての公立小中学校が参加し、現在各学校で取

り組みを行っているところでございます。

③のこどもエコセミナーは、小学校5年生を対象として、水俣市における環境関連施設への訪問等を通じて、環境を守ることの大切さなどを学習するものでございます。本年度は139校が訪問予定で、7月末時点で54校が終了したところでございます。

義務教育課は以上でございます。

- ○楢木野環境政策課長 それでは、7ページ をお願いいたします。
- (2) 家庭部門対策の地球温暖化対策推進 事業についてですが、8月末現在で、エコフ アミリーの登録件数が4,947件、地球温暖化 防止活動推進員が118人となっております。

次に、エネルギー対策促進事業についてですが、8月、親子新エネルギー施設見学会を 実施して、51人の参加がありました。

8ページをお願いいたします。

8ページになりますけれども、7月と9月に、小国町の省エネビジョン策定委員会に参画いたしました。10月には、総合住宅展示場で太陽光発電の展示相談会を実施することといたしております。

○前田産業支援課長 産業支援課でございま す。

資料の8ページをお願いいたします。

セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推 進事業のうち、②の熊本発:地球を救うソー ラー・グリーンコンシューマー運動でござい ます。

現在の進捗状況につきましては、大規模な 太陽光発電システムを導入した企業等に対す るソーラーパーク認定及び応用製品開発アイ デアコンテストを、10月より募集を開始する こととしております。

産業支援課は以上でございます。よろしく お願いいたします。

・ ○中川交通対策総室政策審議員 交通対策総 ・ 室でございます。

引き続き、資料の8ページの後段でございます。

運輸部門対策として、交通事業者と連携して公共交通機関の利用促進キャンペーンに取り組んでおりますが、今年度のキャンペーン期間は、20日先週の土曜日から来月19日日曜までの1カ月間としております。

資料の9ページをお願いいたします。

今年度は、キャンペーン期間中、今週末の28日日曜日を街頭キャンペーンと小学生以下乗車無料の日に設定しております。また、期間中の毎水曜日、きょうも含め、延べ4日間をノーマイカーデーとして、半額割引券を配布いたします。

以上でございます。

○楢木野環境政策課長 同じ9ページ、中央 より下をごらんいただきたいと思います。

地球温暖化対策推進事業についてですが、 8月末現在で、アンドリング・ストップ宣言 事業所の登録件数が3,430事業所となりました。

10ページをお願いいたします。

ノーマイカー通勤運動についてですが、7月から、熊本県ノーマイカー通勤デーにJRを利用して参加する県民を対象に列車でエコポイントカードの配布を始めまして、8月までに130枚を配布いたしました。

また、4月から7月までの熊本県ノーマイカー通勤デーに公共交通機関や自転車、徒歩等に新たに切りかえたのは、延べ4,197人、うち県職員2,563人でした。

以上です。

○林都市計画課土木審議員 都市計画課でご ざいます。

10ページ上から2つ目の枠をごらんください。

熊本都市圏都市交通結節点関連調査でございます。

先月の8月、JR豊肥線沿いのゆめタウン 光の森におきまして、パーク・アンド・ライ ドの駐車場をこれまでの50台から100台に倍 増することができました。

以上です。

○楢木野環境政策課長 11ページをお願いい たします。

(4) 産業、業務その他部門対策の地球温暖化対策推進事業についてですが、環境経営の支援として、7月と9月に環境経営学習会を実施いたしました。

次に、リサイクル製品利用拡大推進事業についてですが、6月に平成20年度熊本県グリーン購入推進方針を作成いたしました。

12ページをお願いいたします。

環境管理システム推進事業についてですが、 平成19年度の県の事務事業における温室効果 ガスの排出量は、基準年の平成16年度と比べ て8.3%の削減となり、目標の3%削減は達 成しております。

続いて、(5) 廃棄物部門対策についてです。 バイオマス利活用推進事業についてですが、 専門的技術の助言、指導を行うアドバイザー 派遣を、これまで3件行っております。

13ページになりますけれども、9月からは、 バイオマス構想の支援として、7市町の実地 調査を実施することといたしております。

次に、くまもとEco燃料拡大推進事業についてですけれども、菜の花プロジェクトの支援として、優良品種の菜種種子を30団体に配布いたしました。

以上です。

○山本廃棄物対策課長 廃棄物対策課でござ います。

引き続き、13ページの下の方をお願いいたします。

まず、産業廃棄物リサイクル等推進事業で ございますが、排出事業者や処理事業者等が 行います産業廃棄物の排出抑制、減量化、リ サイクル技術に関する研究、開発への補助を 行うものでございます。 3件に508万1,000円 の交付を決定いたしました。

次に、廃棄物コーディネーター事業でございますが、民間において実務を経験してきました廃棄物コーディネーターお2人が事業所を訪問いたしまして、廃棄物の削減やリサイクルに関する助言等を行うものでございます。14ページに記載しておりますとおり、今年度は、これまで89社を御訪問させていただいております。

次に、フロン類対策事業でございますが、 法に基づきましてフロン類の回収と破壊が適 正かつ確実に行われるよう、回収業者の登録 及び立入調査を実施するものでございます。 以上でございます。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

14ページの中段の循環型耕畜連携体制強化 事業でございます。

この事業は、耕畜連携を進める事業でございまして、4つの対策を今進めておるわけでございます。

まず、家畜排せつ物の適正処理につきましては、野積み、素掘り等の不適切な処理農家については17年11月にすべて解消しているような状況でございまして、今後このような不適切農家が発生しないように、毎年11月を畜産環境月間と定めて、畜産農家の巡回指導を一応予定しているところでございます。

②の堆肥製造技術の普及啓発につきましては、7月に県や農業団体で組織する県耕畜連携推進協議会を開催しておりまして、11月には畜産堆肥の共励会を開催することにしております。今回の共励会は12回目になりまして、出品等数も毎年毎年増加し、昨年度は152点、堆肥の質におきましても、毎年上昇しており

まして、完熟率も59%まで上昇してきております。

また、堆肥コーディネーターの育成の部分でございますけれども、各地域の農協、農家等の優秀な堆肥製造技術者、これを「たい肥の達人」ということで認定しておりまして、その技術者の養成に努めているところでございます。

また、4番目の堆肥の広域流通の推進につきましては、堆肥ネットというホームページを立ち上げまして、畜産サイドから耕種サイドへの堆肥の流通、こういったものを促進して、平成19年度は約2万7,000トンまで堆肥の流通が拡大しているような状況でございます。

以上でございます。

○織田森林整備課長 森林整備課でございま す。

15ページをお願いいたします。

二酸化炭素吸収対策ということで、そこに 掲げてあります森林環境保全整備事業などに よりまして間伐などの森林整備を計画的に推 進しているわけでございますけれども、今回、 改めまして森林による二酸化炭素吸収対策、 いわゆる森林吸収源対策のフレーム等につい て御説明をさせていただきます。

ちょっと飛びますが、18ページの別紙、森林吸収源対策の推進という資料をごらんいただきたいと思います。

まず、国全体の取り組みでございますけれども、京都議定書では、我が国の温室効果ガス削減目標6%のうち、3.8%に相当する1,300万炭素トンを上限として、森林の二酸化炭素吸収量により賄うことが認められております。

また、京都議定書では、その二酸化炭素の 吸収源としてみなせる森林は、次の(ア)(イ) (ウ)というものに限るとされております。

(ア)の新規植林は、これは過去50年来森林

でなかった土地に植林して造成された森林でございます。

(イ)再植林は、平成2年時点で森林でなかった土地に植林して造成された森林、(ウ)の森林経営は、平成2年以降、適正に間伐等の整備、保全が行われている森林、これをFM林と言っておりますけれども、この3つのどれかでなければ二酸化炭素の吸収源として認められないということとされております。

過去に植林を進めまして国土の7割を森林 が占めている我が国におきましては、(ア)の 新規植林ですとか、(イ)の再植林、この対象 地がわずかしかないということで、(ウ)森林 経営、すなわちFM林によりまして二酸化炭 素の吸収源としてカウントできる森林を確保 する必要があるということでございます。

そして、1,300万炭素トンを確保するためには、FM林面積が730万ヘクタール必要というふうに国の方では試算をされております。

さらに、そのFM林面積730万へクタールを確保するためには、既に整備済みで当面間 伐の必要のない400万へクタールを除く330万 ヘクタールの森林整備が必要ということで、 平成19年から24年度までの6年間に毎年55 万へクタールの間伐を実施するというような 方針が出されております。

続きまして、本県の取り組みでございますけれども、本県では、冒頭出ておりました8. 1%相当の二酸化炭素の吸収を実現するために、昨年8月に熊本県森林吸収量確保推進計画という計画を策定いたしまして、各種対策を強力に進めているところでございます。

この計画の中で、目標のFM林面積を17万6,000へクタールといたしまして、これを確保するために、既に整備済みの9万へクタールを除く8万6,000へクタールの森林整備を行うべく、19年度から6年間、毎年1万4,500へクタールの間伐を実施するという計画としてございます。

最後に19ページの課題でございますけれど

も、間伐の実施に当たりましては、補助事業 ! と五和町の2カ所で調査を実施したところで 制度はございますけれども、森林所有者の負 担も必要となってまいります。一方で、木材 価格が下落、低迷しておりまして、所有者の 経営意欲が減退しているということでござい まして、このため、森林施業の低コスト化等 の森林所有者の負担を軽減するような取り組 みが必要となってきているということが1つ ございます。

もう1点は、このような森林吸収源対策を 積極的に進めるためには、県民の皆様の理解 と協力というものが不可欠と考えておりまし て、ボランティア団体、企業、あるいは地域 住民等によります県民参加の森林づくり、こ ういったものをさらに進めていく必要がある というふうに考えております。

森林整備課は以上でございます。

○吉田水産研究センター所長 水産研究セン ターでございます。

16ページをお願いいたします。

3の地球温暖化による影響への適応策の最 下段、藻場機能回復試験でございます。

①のガラモ場、アマモ場機能回復に関する 研究につきましては、生物生産や環境改善に 関する藻場の効果、機能に関する基礎データ を収集するとともに、回復手法についても検 討するものでございます。

ガラモ場につきましては、4月、6月、8 月に、天草市御所浦町、上天草市松島町及び 天草市宮野河内地先の3カ所で、アマモ場に つきましては、4月から毎月、芦北郡芦北町 と上天草市大矢野町の2カ所で、藻場の効果、 機能に関する基礎データを収集したところで ございます。

②の天草西海の藻場の変動に関する研究に つきましては、近年の水温上昇等に伴う藻場 への影響やいそ焼けの現状など、藻場の変動 傾向に関する調査を天草西海で行うものでご ざいまして、5月に天草西海の天草市天草町 ございます。

次に、17ページ下段の環境適応型ノリ養殖 対策試験でございますが、環境変化に対応し たノリ品種の選抜と養殖技術の改善、普及を 図るものでございまして、②の環境に適応し たノリ養殖技術の普及、指導では、水温、塩 分、栄養塩等の環境データの提供とノリ養殖 スケジュールや環境負荷の少ない酸処理手法 の検討を行い、近年の漁場環境に適応したノ リ養殖手法の普及、指導を行うものでござい まして、8月末現在で、ノリ養殖業者を対象 に漁協などで研修会を10回開催しまして、延 べ871名の受講者となっております。

以上でございます。

○鬼海洋一委員長 どうもありがとうござい ました。

ただいま、執行部から、本県の状況や対策、 特に6月議会以降の特徴的な取り組みについ て御報告をいただいたところですが、今回、 私が特に執行部に指示しまして、地球温暖化 に対する国やあるいは他県の取り組みの課題 等、参考資料として取りまとめさせていただ きました。

引き続き、執行部から、その説明をお願い いたします。

まず、楢木野環境政策課長。

○楢木野環境政策課長 それでは、委員長か ら指示を受けまして取りまとめた資料を御説 明いたしたいと思います。

別冊で参考資料ということで取りまとめて おります。参考資料をごらんください。

1ページをお願いいたします。

新たな施策の実施の必要性についてですけ れども、本県の平成18年度温室効果ガス総排 出量は、先ほど速報値を申し上げましたけれ ども、基準年を10.1%上回っておりまして、 国は6.2%上回っている状況ですから、国以 上に厳しいということが言えると思います。

そこで、京都議定書を踏まえた本県温室効果ガス排出量の削減目標6%の達成のための追加対策、また、低炭素社会という将来目標に向けた中長期対策を進めるために、5つのテーマについて資料を作成いたしました。以下、順に御説明を申し上げます。

まず、1ですが、産業、業務部門その他部門対策として、地球温暖化対策に対する計画書・報告書制度について御説明を申し上げます。

これは、地方自治体が、温室効果ガス排出 量が相当程度多い事業者、他県の条例で例え ば長崎県では、熱量換算で年間1,500キロリ ットル以上という規定がございますけれども、 まず、図の左側の枠内にありますように、削 減目標や削減対策を記載した排出量削減計画 書、こういうものを提出してもらい、次に、 事業者は作成した計画書をもとに削減に取り 組み、その結果として排出量や削減対策の実 施状況を報告するという制度でございます。

事業者は、計画書は3年から5年の計画期間ごとに、それから報告書は毎年度地方自治体に提出する仕組みとなっております。計画書、報告書を受けた地方自治体は、的確な指導、助言を行うこととしています。事業者に計画書を作成させることは、自主的な削減努力を促す上で効果があり、地方自治体が計画内容の確認、指導、助言を行うことで、より一層の排出量の削減が期待できます。

2ページをお願いいたします。

②国の状況ですけれども、国は、平成18年 4月1日から、温室効果ガスを相当程度多く 排出する者、これを特定排出者といいますけれども、特定排出者がみずからの排出量を算 定し、国に報告することを義務づけました。 図の網かけの部分に相当いたします。したがって、この制度は、排出量の報告のみならず、計画書から提出の対象とする点において、国の制度とは異なっております。 ③をお願いします。

他県の事例ですけれども、この制度は、長崎県、宮崎県を含む19都府県が導入しています。

④の課題ですけれども、新たに計画書、報告書を作成することが事業者側の負担となるおそれがあるということ、それから事業者に的確な指導、助言を実施するためには、地方自治体側の体制の整備が必要なこと、また、温対法上の排出量報告制度の対象とならない中小規模の事業者の対策をどう進めるかというところが課題として挙げられます。

3ページをお願いします。

産業、業務その他部門として、県内排出量 取引について御説明を申し上げます。

排出量取引は、キャップアンドトレードという言い方もいたしますけれども、まず、企業ごとに、ことしの排出量はここまでですという排出枠を定めます。これがキャップというところでございます。次に、排出枠以上に削減した企業と排出枠の達成ができなかった企業との間で取引、つまりトレードを行って、削減義務を達成したとすることができるという制度でございます。

図で説明をいたします。

左下、排出量取引制度がない場合をごらん いただきたいと思います。

A社は、定められた排出枠より排出量が多く、削減義務を達成していません。B社は、排出枠以上に排出量削減をしており、排出枠が余っています。A社はもっと排出枠が欲しい、B社は排出枠が余っているという状態ですけれども、両社に取引を認める制度はありません。

これに排出量取引制度を適用させますと、 右の方の図になりますけれども、B社の余っ ている排出枠をA社が買い取って、A社の排 出量は排出枠の範囲におさまる、つまり削減 義務が達成されたということになります。B 社にとっては、削減努力に金銭的な価値がつ いたということになります。

4ページですけれども、②の国の状況ですけれども、ことし10月から、できるだけ多くの業種、企業が参加する国内排出量取引の試行的な実施を行って、本格導入する場合に必要となる条件、制度設計上の課題などを明らかにしていくこととしております。

③他県の事例ですけれども、東京都の取り 組みを紹介しております。

去る6月に条例を改正して、大規模事業所に総量削減義務を導入いたしました。施行は平成22年の4月からとなっています。この総量削減義務が、先ほど説明した排出枠に相当する概念です。事業者がみずからの削減で達成できない場合は、補完策として他社の削減量を取得することもできます。つまり排出量取引です。東京都では、削減義務のある大規模事業所同士の取引だけではなくて、削減義務がない中小規模事業所の省エネ対策による削減や東京都以外の事業所との間でも取引の対象とするなど多様に考えられております。

④の課題ですけれども、投機の対象となり得ることで、本来の排出量削減という目的が果たせないのではないかという指摘があるほか、東京都においては、平成14年度から、事業者の排出量の把握、つまり先ほど説明しました(1)の計画書・報告書制度を導入して現在に至っておりますように、段階的な取り組みが求められること、また、国が排出量取引を制度化していく進捗ぐあいを見きわめながら、県独自の制度化の可能性を検討する必要があるということ等が挙げられます。

5ページをお願いいたします。

産業、その他部門対策として、深夜営業等 の時間短縮について御説明を申し上げます。

現代は、コンビニエンスストア、スーパー、ファストフード店、レンタルショップ等の営業、それから自動販売機の稼働、夜間のネオンサインやライトアップ等が深夜に及んでいます。これらに対し、埼玉県、神奈川県、横

浜市、京都市では自粛要請の意向を示しています。

しかし、コンビニ業界側は、24時間営業を、例えば16時間営業というふうに短縮したとしても、その削減効果は国内全体の0.009%程度とわずかであって、また、配送時間が夜間から昼間に移るために、渋滞で排出量がふえるマイナス効果も生じると主張しておりまして、コンビニ12社や主要外食チェーン等が加盟する日本フランチャイズチェーン協会は、自治体から深夜営業自粛を要請されても受け入れないという意向を表明しています。また、コンビニは地域の防犯機能になっているとの意見もございます。

さらに、条例により規制ということになりますと、憲法上認められる営業の自由に対する規制という面もありまして、規制目的の合理性と規制手段の相当性等が課題になってまいります。

6ページをお願いいたします。

家庭部門対策として、エコポイント制度について御説明申し上げます。

これは、消費者が温暖化対策型の商品やサービス、例として省エネ家電製品とかハイブリッド自動車等を挙げておりますけれども、これらを購入したときにポイントが与えられる、このポイントをためることでさまざまな商品やサービスと交換できるという仕組みでございます。家庭部門の温室効果ガスの削減を促すため、ポイントが与えられるというのは温暖化対策型の商品、サービスに限りますけれども、ポイントを利用できるメニューを幅広く用意して、省エネ行動を誘導いたします。

②の国の状況ですけれども、エコ・アクション・ポイントとして、本年度に環境省がモデル事業を実施して、これらの成果を踏まえて、来年度から本格展開を目指しております。

③の他県の事例でございますが、京都府の 事例を紹介いたしております。 京都府では、環境省のモデル事業のほか、 府の特別事業として、家庭における電力、ガ スの節約等によりポイントをためる独自の取 り組みを展開しています。

7ページに図を掲載しておりますので、ご らんいただきたいと思います。

左側、ポイント付与の対象に電気・ガスの 節約、太陽光発電設備、太陽熱温水器等の導 入とありますけれども、これが京都府の特別 事業の部分です。家庭における省エネ行動に ポイントが与えられるわけです。ためられた ポイントは、右側のポイント還元にある京都 協力店での買い物とか交通運賃に利用できま す。また、家庭における省エネによるCO2排 出量の削減に価値をつけ、企業がこれを購入 して、京都府の条例に基づいた温室効果ガス 排出削減量にカウントできるとしております。

④の課題でございますけれども、既存のポイント制度、例えばマイバッグポイント、それから商品購入時のポイントカード等との整理がちょっと必要であるということ、それから制度の普及と継続面において民間活力による制度構築が必要であるということ、なかなかお役所だけではできないということ、それから、県内全域だけでなくて、市町村または商店街単位での導入についても検討が必要であるということ等が挙げられます。

(5) のパーク・アンド・ライドについて は説明をかわります。

○中川交通対策総室政策審議員 交通対策総 室でございます。

資料の8ページをお願いいたします。

運輸部門対策としまして、パーク・アンド・ライドも活用した公共交通機関の利用促進でございます。

①のパーク・アンド・ライドにつきましては、表1にありますとおり、昭和61年度から JRやバス等を活用し、現在6カ所、約400台で実施中でございます。

このパーク・アンド・ライドの展開のため、 ②にありますような社会実験に取り組んできております。

平成8年、9年度は、バスの3ルートと熊本市電の1ルートで実験を行いまして、バスの中の瀬ルートが現在実施中でございます。また、平成12、13年度は、JR豊肥本線の3駅で実験を行いまして、現在は、先ほど都市計画課から説明がありましたように、光の森駅で実施中でございます。

9ページをお願いいたします。

③で、この社会実験から得られた課題と対応につきましては、まず、ア、乗り継ぎの手間を軽減する必要があるということで、現在、交通結節点となります新水前寺駅の整備に取り組んでいるところでございます。また、イの公共交通機関の利便性の向上が必要ということで、現在一部実現はしているものの、さらなる増便や終電の延長等が課題となっております。ウ、さらに利用者の金銭負担の軽減等が課題となっております。

④公共交通機関の利用促進へ向けた取り組 みでございます。

都市圏におきましては、交通渋滞や利用者 の減少が課題となっており、都市交通アクションプログラムに基づき、さらなる利便性の 向上を図るため、空港アクセスの改善等の施 策に取り組んでおります。

地方部におきましては、過疎化の進行等に よる利用者の減少が深刻であり、いかにして 県民の日常生活の足を確保するかが課題となっているため、補助によるバス路線の維持等 に取り組んでおります。

10ページをお願いいたします。

⑤の公共交通機関利用促進のための課題でございますが、普及の進んだマイカーから公共交通機関へのシフトを進めるためには、ハードの整備、ソフト策の推進とあわせ、まちづくりと連携した上での住民の皆様の理解と参加が課題と考えております。

以上でございます。

○鬼海洋一委員長 どうもありがとうございました。

先ほどちょっと紹介いたしましたように、 後段の部分は、私の方からお願いいたしまして、特に調査をしていただいた結果を今執行 部の方から報告をしていただきました。

冒頭報告がありましたように、地球温暖化 に対する温室効果ガス総排出量、熊本県は、 依然として基準年と削減目標との間で16.1% という差が、そういう厳しい状況にあるわけ ですが、国の総合的な取り組みはもちろんで すけれども、一つ一つの各県やあるいは各産 業、こういうところからの積み上げをやって いかないと、到底我々が考えている削減目標 達成にはほど遠いというような思いから、実 は、せっかくこの特別委員会にこの地球温暖 化に関する件を付託案件としていただきまし たので、少しなりとも貢献をすることができ ればという思いで、今報告があったような点 をあわせて総合的に議論をして結果を出した いと、こういう思いでおりますので、ぜひ委 員の皆さん方の御理解と御協力をよろしくお 願いしておきたいと思います。

そこで、今議題に関する説明資料と参考資料、双方について説明をいただきましたが、 委員の皆さん方からの御質問、あるいは御意見、しばらくの間とりたいと考えています。

それから、あわせて申し上げますが、この 次第にもありますように、公共関与に関する 管理型処分場の整備や、あるいは有八への対 応、あるいは赤潮の発生状況、被害状況等に ついては、後ほど審議を予定いたしておりま すので、その質問のある方は、後ほどまでぜ ひお待ちいただきたいと思います。

早速、この地球温暖化に関する質疑を行い たいと思います。どなたかよろしくお願いし ます。

- ○井手順雄委員 説明資料によって質問とい うのはいかぬとですか。地球温暖化に限った 質問になるんですか。
- ○鬼海洋一委員長 後ほど、報告事項については、この3つの件を予定しておりますので、とりあえず地球温暖化対策に関する件を質疑した後、またその他の……。
- ○井手順雄委員 説明資料に対して質問して よかですか。
- ○鬼海洋一委員長 はい、どうぞ。

○井手順雄委員 5ページの森林整備課長に聞きますが、水とみどりの森づくり税というのがあります。これは、広く県民から税金を取ってやっているというような事業でありますけれども、私たち海べたに住んでいる人間としては、毎年1回、グリーンクリーンキャンペーンというので、いわゆる海の掃除を行います。そのときに、予算的に本当額が小さいんですね。

そういう中で何が一番多いのかと、ごみは。 木くずなんですよ、やっぱり、山から来る。 木くずの処理が、どうですか、1漁協でやっぱり4トン車3~4台出るような状況の中で、 大型機械をもって積み込んだりなんだり、そ ういうお金が全然出てこぬわけでありまして、 漁協が出しているというのが現状なんですね。

よければ、こういう森づくり税を取っているわけですから、やっぱりその辺も配慮しながら、この方からどうにか水産の方に幾らか予算をつけていただいて、毎年ですね。そういう事業をやったらどうかなと思うんですが、いかがでしょうかね。

○織田森林整備課長 森林整備課でございま す。

今、森づくり税を活用いたしまして、例え

ば漁民の方々が山の方で木を植えるというような活動を、多分10団体ぐらい漁協を中心にやられていると思いますけれども、そういったものへの何といいますか、補助、支援はさせていただいております。

この税事業につきましては、条例の規定が、 森林の公益的機能の維持、増進を図るための 経費に充当すると、こういうような規定がさ れておりまして、ただいま委員の方からござ いました、いわゆる海岸でそういう流れ木な り木くず等々を拾って処理するといったもの が、この条例の規定で読めるかどうかという 部分について、検討しなきゃいけないかなと いう気はいたします。

○井手順雄委員 今、漁民の森というようなことで、自分の地区の漁協でももう10何年やっています。最近予算がどんどん削られて、もう下草刈りなんて全然ゼロですよ。あとボランティアでやってくださいと。

前は、国の事業のときにはそういう費用も 出てました。今は、森づくり税でそういう漁 民の森づくりをやっていると言いなはるけれ ども、すべてボランティアでやっているんで すよ。幾ら出ますか、1団体。そうでしょう。 まあ、いいです。

ですから、そういった意味じゃなしに、条例があるからそういうようなことができないなんて、それはおかしいんじゃないですか。そうでしょう。やっぱり総合的にそういう漁民の方々も森づくり税とお金を払っているんですよ、500円、海に住んでいる人も。何の恩恵もないということじゃ、私は、不公平というか、広く県民のニーズに応じたソフト事業、やっぱりそういうのをしていかぬば、条例を改正せなでけぬだとか、そういう問題じゃないと思うんですがね。

いいです、そこは総務委員会で話します。

○鬼海洋一委員長 いいですか、結論は。

ほかに。どうぞ、城下委員。

○城下広作委員 2ページです。一番最初から確認させていただきたいと。

産業部門で増加傾向にあるというのは、いわゆる企業とかそういうのがふえているから、そういうふうに増加傾向にあるのか、その部分ですね。運輸部門がだんだん下がっていますね。これは、運輸のは、いわゆる業種がだんだんだんだん台数が減って下がっているのか、努力して下がっているのか、この辺のちょっと詳しい状況がわかれば、もう少し具体的に話をしていただきたい。増加傾向の理由と下降している理由、ここをちょっとつかんどかぬと、いろいろ論議がわからぬでしょうから。

○森永環境立県推進室長 環境立県推進室で ございます。

今、2ページの資料の部門別の温室効果ガ スの排出量の中で、運輸部門は、今回18年の 速報値で下に若干下がっている、その理由に ついてのお尋ねだと思いますが、これにつき ましては、今速報値という段階で詳しいデー タの収集分析は今引き続きやっているところ でございますが、総じて言えば、ガソリンの 使用等が若干減っておりまして、18年の時点 での話ですから、今のような高騰というとこ ろまではないと思うんですが、分析を今引き 続きやっているところでございます。考えら れるのは、経済活動の問題とか、いろんな要 因が考えられると思いますけれども、今回速 報という形で出させていただいていますので、 次回12月の議会には確定した数字で御報告を させていただければと思っておりますので、 よろしくお願いいたします。

○城下広作委員 産業部門は、上昇傾向にある……。

も、今回若干上昇傾向がございますが、この 積算に使いました電気は大体数字がとれてい るんですが、石炭とか石油等の燃料系のデー タがまだ十分数値がとれてない部分がござい まして、これも確定を見た上で分析を行いま して、12月の時期には御報告させていただき たいと思います。

○鬼海洋一委員長 特に、速報値ということ での報告もあっておりますけれども、今の産 業部門等については歴年の傾向として上がっ てきているところですけれども、今城下委員 の質問にあわせてその辺はいかがですか。今 年度はまだ速報値ですけれども、ずっと見て みると、暫増傾向ですよね。

○森永環境立県推進室長 済みません、若干 補足して申し上げますと、産業部門ですね。 2ページの数字ですけれども、若干上昇傾向 がございます。九州全体でいけば、産業活動 等が活発化してきたとか、そういう分析した ものもございますが、本県においてはどうい う傾向なのかにつきましては、先ほど申し上 げましたように、産業とりわけ製造業等を含 めて、いろいろ分析が必要かと思っておりま す。その辺、燃料系のデータが秋になると出 ると思いますので、それを踏まえて、さらに 関係部局と協議をして分析を深めてまいりま して、その結果については12月議会において 御報告させていただけばと思っております。 よろしくお願いいたします。

○城下広作委員 ことしとか燃料とかそうい う話じゃなくて、これ年度で右肩傾向がわか っているわけだから、いわゆる産業では年々 ずっと企業がふえてきているから上がるとか、 運輸は、みんな経済が厳しくなったから、運 輸業界がしぼんできているから年々台数が下 がっているという、そういうのが見えるんじ

○森永環境立県推進室長 産業部門について ! やないですか、この年々からいくと。この1 年をどうこうとか言っているんじゃないわけ です。この年度年度でいくと、1年1年、何 年かぐらいから下がってきているから、運輸 業界がだんだん台数が減ってきているんだと か、企業がふえているんだということがここ で説明できるんじゃないですか。それを聞く んだけど。

> ○森永環境立県推進室長 今、いろんな資料 を分析しながら検討は進めているところでご ざいますが、これはという、ぴたっと来るよ うな原因のところまでまだちょっと迫れてお りませんので、城下委員おっしゃるような事 実も確認ができれば、それも含めていろんな 資料で検討させていただいて、また12月に御 報告させていただければと思っております。

○城下広作委員 わかりました。そのあたり 12月……。

○鬼海洋一委員長 総合的な後段の対策も含 めて必要になってきておりますので、今室長 の話がありましたように、もう少し厳しい分 析をいたしまして、そしてつなげるような報 告をできるように努力をいたしますから……。

○城下広作委員 要するに、分析がないと対 策ができないんですよ。

○鬼海洋一委員長 そういうことで、森永室 長よろしゅうございますか。お願いします。

○西岡勝成委員 関連しますけれども、家庭 部門の伸び率が基準年度とすると一番上がっ ているんですけれども、この家庭部門、統計 をつくる場合に、どういう基準で何をもとに こういう数字が出てくるんですか。基本的な ことですけれども。産業部門とか運輸部門と か、ある程度限られたところですけれども、

この家庭部門の排出量というのが、どこから ! とかなんとか――例えば、業者が要するに再 どういう計算をしたらこういう値になってい くのか。

○森永環境立県推進室長 今、家庭部門の算 定の仕方についてのお尋ねでございますけれ ども、家庭部門におきましては、御家庭で使 われる電気の使用量ですね。それから、暖房 とかに使われる灯油とか、それからLPガス、 こういうものの使用状況をデータとしてとっ ております。

そのデータの変動を見ながら分析していく わけでございますが、家庭部門、例えばこと し若干下がっておりますけれども、家庭部門 においては、平成2年が温室効果ガスの場合 基準になりますけれども、平成2年と比べま すとじわっと家庭の世帯数がふえております。 世帯数がふえていますのは、恐らく核家族化 等によりまして世帯の数がふえている傾向が あると思いますが、それに沿って使う電気が 長い目で見れば増加傾向がございます。18年 度に限って下がっているんですけれども、こ れはいろんな家庭での省エネ、省資源への取 り組みが進んでいるということもありますで しょうし、あるいは、ここでは特に灯油とか 燃料系の使用が若干昨年は減っておりまして、 この減っている原因はなかなかデータとして 出てくるものがございませんので、例えばオ ール電化とかいろんな影響も想定されるんで すが、一応傾向としては若干省エネも進んで 減少傾向に移っているかなというところでご ざいます。

○西岡勝成委員 そこでなんですけれども、 この前天草市に見にいったBDFか、ああい うのも一つの大きな温暖化防止のための対策 だと思うんですが、現実、これは市町村の政 策なんですけれども、どのくらいの大体県内 に使用量があって、どのぐらいの量がどうい う形で回収されているのかというのは、想像 利用するために回収しているのか、こうやっ て行政が絡んで回収しているのか、そのまま 石けんにしたり、また燃やしたり、いろいろ していると思うんですけれども。

この前ちょっと本渡に行ったとき聞いたと きには、なかなか、業者がおって回収が難し くなってきておると。業者にしても、回収さ れて再利用されれば、それでそれなりの効果 はあると思うんですけれども、本渡あたりで 天草市あたりでやっているのは――アピール はできると思うんですね。環境都市としての アピールとか、そういう環境に対するアピー ルはできても、なかなか実質的にはもうこれ は全くの赤字ですよね。行政的に見れば赤字 のことをやっているんですけれども、本来な らば、民間がやってみんなそれにのっとって 回収されれば一番効率的だと思うんですけれ ども。

一回テレビで見てたんですけれども、ある ところでは、ガソリンスタンドにてんぷら油 を持っていくとガソリンが1円安くなるとか なんとかというような――一番油を使ってい るところですから回収もしやすいし、また、 そこで再利用する機械をそこのスタンドは据 えてありましたけれども、そういう方策をし ないと、なかなかうまく回っていかないんじ ゃないかと思うんですね。

そういう面で水俣は先進市でありますけれ ども、てんぷら油の回収法はどうやっている のか。また、先ほど最初質問した、全体でど のぐらいあって、どういう形で回収作業をさ れているのかというのは全くわからぬもので すか。そうせぬと、対策の流れがわからぬと、 先ほどの話じゃないですけれども、対策も何 もあったものじゃないと思うんですけれども、 その辺どうですかね。

○鬼海洋一委員長 どなたが答えますか。は い、楢木野課長。

○楢木野環境政策課長 先般、天草市でBD Fの製造の現場を見させていただいたんです が、BDFに限って言いますと、本県でBD Fを製造しているのは、19年度で大体9企業、 これは市も入れてですよ。9企業と市で、量 的には519キロリットルということで、まだ やっぱり量的には非常に少のうございます。 全国でも年間5,000キロリットルということ なので、それからいいますと、これは5,000 キロリットルというのは、国の方はまだ推計 値で2003年の数値しかないものですから、単 純に19年度と比較ができないんですけれども、 これをふやしていこうというのは今後の課題 になろうかと思います。

西岡委員が言われましたように、一番今問題となるのは、収集をどうするかという問題が1つございまして、天草市の場合は、ああいうステーションに置いてそれを業者が持ってくるという、委託して持ってくるというのが非常にうまくいっている例だと思うんですけれども。

やはりある企業の方にお聞きすると、やっぱり収集が一番問題、京都市なんか非常にうまくやっている、1,000カ所ぐらいですか、でやっているんですけれども、それをどう収集のシステムをつくっていくかというのが今後の問題になってくるかと思います。

そこら辺については、今委員おっしゃいますように、そういうことでまだ全体的に広がるということじゃなくて、地元で環境を見直す一つの啓発のところでまだとどまっているという状況でございますけれども、国としてもこれは非常に今からふやしていこうということなものですから、うちでもエコ燃料の研究会というのを今組織して、参加団体も非常に今どんどんふえてきておりますので、これをまた今後ともなるべく実用化になるように一これは、県立大学の篠原教授等も入っていただいて、燃料の質までいろいろよくする

方策も講じていただいていますので、この流 れを広めていくというのが我々の今の目標で ございます。

- ○西岡勝成委員 水俣はどういうやり方をやっている。
- ○楢木野環境政策課長 BDFの製造については、水俣市は一応今入っておりませんものですから……。
- ○鬼海洋一委員長 てんぷら油の収集。
- ○西岡勝成委員 てんぷら油はどうなっている。
- ○楢木野環境政策課長 済みません、水俣市 のことではちょっと把握をいたしておりませ ん。
- ○西岡勝成委員 先進市だから、いろいろな 形でどういう回収の仕方をやっているのかな と思ったものですから。いずれにいたしましても、やはり回収──要するに回るシステムをつくってやらないと、なかなかこういうの はうまくいかないと思うので、この辺の役目は、やっぱり県行政がリーダーシップをとって計画をし、やっていくぐらいのエネルギーを持っとかぬと、ただ単に各市町村行政に任せるばっかりじゃ──やっぱり大きなリーダーシップは県にあると思うので、その辺は対策会議あたりで話し合って、どういうことをしたら回収がスムーズにいくのかというようなことも含めて、ぜひ御議論をいただきたいと思います。

全体量の把握もなかなか難しいんでしょう。 実際、どのぐらいてんぷら油というのが県下 で使われているかというのは。

○鬼海洋一委員長 いいですね。

○岩中伸司委員 1ページで、冒頭私は、この地球温暖化問題で、執行部の皆さんは大変な問題をしょいながらいろいろ数値を出してどうなるかということの報告をされてますけれども、基準年からして熊本県の場合は10.1%上回っているというのは、これは全国的にも熊本はこの平均よりもうんと多いと思うんですね。

私が考えるのは、熊本県というのは、ある意味では地球温暖化対策を進めやすい県じゃないかと。農漁業、1次産業を中心としていくわけですから、そのように思うんですが、ここの根本的な全体的なところで熊本の場合は、例えば森林による吸収も8.1%ですね。そういう形で統計が出てますけれども、何かこう私としてはしつくりいかないなと。熊本県の場合は、もっと基準年からして改善が進んでいいと思うんですが、そこら辺の原因は何でしょうか——全体として。

- ○鬼海洋一委員長 質問の趣旨はおわかりで しょうか。
- ○岩中伸司委員 全国平均よりも高いですね。
- ○鬼海洋一委員長 岩中委員、もう少し端的 に御質問をいただけますか。
- 〇岩中伸司委員 結局、基準年からずっと国 も発表していますが、熊本県の場合はそれを 上回る形になっているようですけれども、こ れは根本的にそういう地域柄じゃないと思う んですが、原因は何だと思いますか。
- ○森永環境立県推進室長 全国平均のデータが先ほどございましたように、国が6.2%の増加で、県の場合、今お手元の1ページの資料に10.1という数字が伸びております。これは、各県、状況としてはやはり増加傾向にあ

! るというのは一般的にはございます。

原因については、データが平成18年時点の データということもございまして、この原因 につきましては、やはりいろんな取り組みが ――県においても、家庭部門あるいは事業所 部門等で進めておりますが、まだまだそれら の取り組みが、どちらかというと啓発事業を 中心に今進めているという状況もございまし て、まだまだ不十分な点があるのじゃないか というのはございまして、先ほど委員長から も御紹介がございましたように、8月に総ぐ るみの県民の運動を進めるための推進会議と いうのを立ち上げさせていただきまして、そ の中で、原因の分析も含めて、新しい対策と していろんな一斉行動を新しく打ち出してい くとか、新規を含めて、今からまたそこで企 画委員会等を設けて中身の議論を進めていき たいと思っていまして、それらを打ち出しな がら、追加対策を充実させる形で、6%達成 に向けていろんな施策を総合的に進めていき たいと思っているところでございます。

- ○岩中伸司委員 排出量の総量が、熊本県の 場合は少ないということもあるんですかね、 全国的に見て。
- ○森永環境立県推進室長 詳しいデータを持ち合わせておりませんが、岩中委員の御意見のように、やはり事業系の排出量が、電力とか鉄鋼とか化学関係の工場が多く集まりますような県等においては、排出量もかなり大きいのでございまして、九州でいけば福岡とか大分がかなり数値的にも多うございます。そういう意味では、熊本県の場合は、相対的には全国よりも数値としては低いんじゃないかと考えられます。
- ○岩中伸司委員 そうすると、私も、この10. 1%、全国平均の6.2よりも上回っているとい うことは余りそう神経をとがらせぬでもいい

のかなという思いでいるんですね。結局、分 母が小さければ、ちょっとした数字でも率は うんと上がるわけですから、努力はしっかり されているというふうに思うんですね。

ただ、今までの議論でもなかなかその原因が明らかになってないというところについては、やっぱりこれは早目に12月議会の中でも御報告いただければというふうに思います。

#### ○鬼海洋一委員長 ほかにございませんか。

○福島和敏委員 今、岩中委員の質問を聞きながらも思ったんですが、この説明資料を見ながら、ああ熊本はやっぱりこんな数字だろうなと思いますよね。いろいろ対策を打っておられますが、何か小手先ばっかりで、県民にこの地球温暖化が大切なんだと、何とかせないかぬと、みんなの意識を高めるためのものは何もないんじゃないかと。

例えば、この数字を見てみますと、いろいろずっと楢木野さんが説明した中でも、例えばノーマイカーデーですね。延べ4,197人のうち、県職員が2,563人。私だってそういう意識は持っていますけれども、ああきょうはノーマイカーデーだから歩いていこうかな、自転車で行こうかなという意識なんかないですもんね。ないというか、それだけの告知が県民にされてないということですよ。JRを利用して参加する人に130枚の何かカードを配ったとか、レベルが低過ぎるんじゃないですか。

だから、もう少しマスコミを使って、やっぱり県民に対していろんなアピールをしていく、これが全然なされてないから、みんな地球温暖化にとっては大切な問題だという意識がありながら、自分が何をすべきかという意識は、県民みんながなさ過ぎると。それが、今岩中委員が指摘したその数字に、全国平均よりももっと頑張らないかぬという数字に私はなっているんじゃないかなと思うんですね。

だから何か、きょうマスコミの方がいらっしゃいますけれども、一体となって、熊本県はこういう方向に走り出すんだ、やるんだという意識をやっぱり高めるということが私は大切だろうと思うんですね。

もう1つついでに言いますと、きょうは義務教育課長が来ておられますけれども、やっぱり子供に対する教育というのも私は大切だと思うんですね。もちろん、今からずっと成長していくその子供たちにとっても大変な問題でしょうけれども、今子供たちに、本当、お父ちゃんきょうは車で行かんで歩いていかんばん日よとか、電気はきょうは早目に消そうとか、テレビも早う消そうとか、冷房は早く消そうとか、何か家の中でそういう会話があるというのは物すごい大きな家庭内のインパクトにもなるし、私、そういう面で子供たちに教育の中でそういう話をして教育をしていくというのも非常に大きな意味があると思うんですね。

含めて、全県下、県民みんながそういう方向に共有するそういうものを――それは金かからぬわけですので、マスコミに幾ら金がかかるかは別にして、金かからぬわけですので、何かそういう意識をする、そういうものが、きょう委員長がこの問題を特別に取り上げてらっしゃる私は意義だろうと思いますが、どなたかもしこれに対する見解があればお願いします。

○楢木野環境政策課長 福島委員の御指摘、 私どもも非常に今からちょっと頑張らなくちゃならないと思っているのはもちろんですけれども、まず、例えばこういう数値、例えばエコファミリーだとかいう話は、数値は、実は県の目標値は達成しているんですね。達成しているんですよ。ただ、それが達成したから数値がよくなっているかというと、確かにそういう影響というか、その成果は明確には出てないと。 やっぱりこれは全地球規模の問題でございますので、これは全地球規模でやはり取り組みをしなくちゃならない問題だというふうに一つはある。これを抜本的に数値を下げていくためには、県のみならず、全国あるいは全世界でやっていかなくちゃならない部分があろうと思います。それで、ただ我々としては、特に家庭部門でできるところについてはやっていこうと思っています。

これはインディペンデントという雑誌だったかと思いますけれども、地球の温度が6.4度上がれば人類は滅亡するという結果を出しているわけですから、今後の取り組み次第ではそういうことも念頭に置きながらやっていかなくちゃならないということで、少しおくればせではありますけれども、県民総ぐるみ地球温暖化防止の推進会議をつくったわけです。

マスコミの利用につきましては、マスコミにお願いする分につきましては、実は推進委員の中にもマスコミに入っていただいておりまして、この前も、熊日さんには、見開きというか、1ページ全体を使ってそのときの会議の取材を伝えていただいたところで、これから先もマスコミの方の御協力については十分求めていきたいと思っています。

何せ時間が限られているということで、今がちょうど、来られた講師の方も地獄の1丁目だというのをおっしゃっていまして、この先、地獄の8丁目とか、そういうところに行きかねないよというのが基調講演だったものですから、それについては、今後ともそういう気持ちで、県民について伝えるところについても……。

○福島和敏委員 私は、やっぱり目標が小さ 過ぎると思うんですね。もっと180万県民み んながその方向性に行くような数字を出さぬ と、何千人とかいうぐらいの目標で満足して いるから、こういう結果になるんじゃないで すか。50万とか100万とか、やっぱりノーマイカーデーとか、みんながやるんだというようなものを出さぬと、こんな4,000幾ら達成したからとか――達成したのかどうかわかりませんけれども、もう少しやっぱり大きな数字でそれに向かってやると、みんながやるんだということを、我々にも責任があると思いますけれども、一緒になってやろうという意識をお願いしたいと思います。

○鬼海洋一委員長 ノーマイカーデーだとか パーク・アンド・ライドだとか、いまだ余り 議員の中でも注目の度合いが低かったものが 今回改めてスポットライトを浴びる状況にな りましたが、今の福島委員の質問に対して、 交通対策総室から何かありますか。

○中川交通対策総室政策審議員 交通対策総 室でございます。

私ども、公共交通機関の利用促進につきましては、平成8年度から、マスコミ各社の後援を受けて取り組んできたところでございます。

委員御指摘のとおり、確かにまだ県内の皆さんへの周知に至らないところがございますが、キャンペーン期間に参加していただいた子供さん達も、無料の日に体験乗車をして初めて電車とかバスの乗り方がわかったとか、そういう機会を通して、家族で電車、バスに乗る機会がふえたとか、そういう声も着実にいただいておりますので、今委員長から御発言もありましたように、今年度県民総ぐるみ運動ということでスタートいたしましたので、これを追い風にして、一層公共交通機関の利用促進、皆さんにもPRしていきたいと思います。

以上でございます。

○鬼海洋一委員長 福島委員、よろしゅうご ざいますか。 ○高野洋介委員 公用車には、ハイブリッド 車というのは何台あって、来年度の導入の予 定なんかを教えていただきたいんですけれど も。

○森永環境立県推進室長 環境立県推進室で ございます。

ハイブリッド車は、本庁管財課が所管している車が2台と、それから出先機関、各保健所に合わせて5台導入で、合計で7台でございます。

来年度は、今低公害車の導入というのは大きな方向としても我々の方針として持っておりますので、それに向けてもう少し――どういう形で導入が進められるのか、先ほどから御議論いただいていますように、運輸部門対策、とりわけ県としての率先行動という意味合いもございますので、そこはもう少し踏み込んだ方針が出せないか、今関係部局と協議中でございまして、という状況でございます。

○高野洋介委員 地球温暖化という問題というのは、多分1~2年の問題ではなかったんですよね。以前からどんどんどんどんどんそういう声が上がっているのに、公用車が7台という熊本県が、私はまず恥ずかしいことだと思うんですけれども。

やっぱりこれは、ハイブリッド車を導入しなさいというこういう資料まで載せているわけですから、県が民間企業よりも率先して入れるべき問題だと思っているんですけれども、余りにも県がそういうふうな姿勢でするんだったら、先ほど皆さんの委員が言われますように、熊本県が率先してせぬとだれも県民はせんばいと言わるっとと一緒なものですから、もう少し横のつながりを持って、環境政策課が管財課かなんかに言いながら、車を買うときにはハイブリッドカーというふうに位置づけてやっていかないと、だれもついていかな

いと思いますけれども。そこら辺を、森永さんに言うわけじゃないですけれども、皆さんで考えていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○鬼海洋一委員長 ほかにありませんか。

○堤泰宏委員 難しか質問じゃありませんけれども、先ほど楢木野課長の方から、6点何度温度が上がると非常に危機的状況というお話がありました。私は、阿蘇に住んでおりますので一番最後に死ぬと思いますけれども、井手先生はお隣で一番に死ぬとおっしゃっておられますけれども、非常に心配でございます。こんなに厳しい状況というのは、私わからなかったんですけれども、人類が死ぬとかのなかとかで出ているということは、やはり抜本的に考えないかぬと。

私、今いつも考えておることが、きょうは 田口室長もおいででありますが、日本の住宅 の構造ですね。今古い民家が残っていますよ ね、まだ。ほとんど新しくなりました。古い 民家は、風が通る、それから壁は土壁、そし て土間は土、夏は土間に水をまけばかなり涼 しい、そして風が通ればかなり涼しい。

今、家を建てるときには、土地を50坪とか小さく分断して、隣の家とくっついて風も通らない。そして、家は全部壁で囲む。結局、冷暖房費がかなりかかっておると思うんですね。

それから、生活が、お風呂ももう天日はほとんど使わない。昔、天日の技術が低かったころも、田舎は天日を使っとったですね。屋根の上に上げてですね。今は、天日の技術もかなりいいですから、そういうことをやっぱり県民、国民運動みたいにして進めて、お互いに――マンション屋さんのことを悪く言うわけじゃありませんけれども、マンションブ

ームで、これは管理費が物すごくかかるです! そういうグリーンカーテンあたりも非常に効 よね。もう箱の中に入ってすべて電気ですよ ね。今は、飯炊くとも、魚焼くとも、みんな 電気らしいですもんね。

そういうことをやっぱり大きな点まで挙げ ないと、自動車を時々自転車にかえたぐらい じゃ、これはとてもじゃないとじゃないです か。私は、阿蘇の一番上で一番最後まで……。 熊本市とか井手先生たちは特にこれは運動し ていただかぬと、子々孫々に責任をつくらな ければいけないので。答えは、村田部長でも いっちょお願いします。

○楢木野環境政策課長 私も阿蘇の出身でご ざいまして、熊本市の夏はもう非常に死ぬ思 いをしておりますけれども、1つ、これはお 答えになるかどうかわかりませんけれども、 ものの本を読んでおりますと、非常に部屋の 温度というのは、例えば、冷房を入れてもな かなか県庁みたいに寒くならないというか、 涼しくならないというのは何でかというと、 壁の温度と大気の温度――大気の温度という のは、壁の温度に左右される部分が大きいと いうことで、実は私、本当かどうかというの をことしやってみまして、寝室の外側にグリ ーンカーテンといいますか、キュウリとゴー ヤをことしやってみたんですけれども、やっ ぱり効果はありまして、7月から8月の途中 まで冷房を入れずに済みました。

この前テレビでもやっていましたが、今、 壁とか屋根とか、いわゆる熱を遮断するそう いう技術も、何か塗っとけば温度が上がらな いというようなのも今開発がされていると。 学校のグラウンドも、それを塗ってれば夏場 はだしで走っていけるような温度までしか上 がらなかったというような技術も開発中だと 聞きますし、そういう何といいますか、新技 術にやはり期待するところは大きいかと思い ます。

だから、先ほど私の経験上を言いますと、

果は私はあったと思っていますので、こうい うのを今から推進する方向では、推進会議の 企画委員会あたりにも少し持ちかけてみたい とは思っております。

○堤泰宏委員 もういっちょよかですか。

○鬼海洋一委員長 今の件で、グリーンカー テンは、福岡県庁かあるいは福岡市庁舎か、 既にやっているんですよね。(「学校なんかも 結構やっていますよ」と呼ぶ者あり)

はい、堤委員、どうぞ。

○堤泰宏委員 グリーンカーテンは、今ちょ っとわかりました。要するに、植物を植える というやつですね。そやんでしょう。(「壁に、 ほら」と呼ぶ者あり)植物を、それはいいと 思います。技術的に、断熱材とか――それか ら、断熱材を製造するとに物すごいこれはエ ネルギーを使うと思うんですね。余り技術革 新をしてきたから、産業のエネルギーという のはだんだんだんだん大きくなってきたと思 うんですよね。

ですから、ちょっと話を大きくしていくと、 ふろでもそうですよね。プラスチックの固ま りですな。セットでぽんと入れる。トイレで も、便器いっちょつくるのには物すごいエネ ルギーをこれは使うとると思うんですよね。

ですから、私がさっき言ったのは、住宅と いうのが一番みんな使うわけですから、これ が一番量が多い。極端ですよね、すべてでき るはずはないですよ。家の前に水を流して、 泥壁にして、風を通して、プライバシーを少 し我慢すると、そういうことを言ったつもり ですよね。余り技術革新をすれば、やればや るほど金もかかるでしょうし、エネルギーも 要るような気がするんですよね。ですから、 そういうつもりでちょっとお尋ねをしたわけ です。

○佐藤雅司委員 私も最後まで生きとる地域 という話でございますけれども、そうとは言 えないんじゃなかろうかと思っております。

温暖化というのは、気候変動に関するというふうに私も思っておりまして、極端に暑くなるとか、そういうことがこれから起こり得るんだろうなというふうに思っておりますので、寒い地域あるいは涼しい地域も決して侮れないというふうなことをこれからやっぱり考えていかなんとだろうというふうに思います。

私は、きょうは要望で結構なんですが、どうもこの資料とかいろいろ見ておりますと、ただ、うちの課は、私たちはもうそのままやっておりますと、自分のやる範疇をきちっと守備範囲を固めておりますと、こういう話だと思いますけれども、先ほどの質問から何から聞いておりますと、どうも基本的なことを押さえられてないなというふうに感じております。

私たちは、小学校とか中学校とか行って、 あるいは高校に行って、目標を持ってしっか りとやってくれと、目標がない人には先はあ りませんよということを言っておるわけです が、ここはまさにそうなんですよね。やっぱ り水や空気や、あるいはにおいや空気の中身 について、大気汚染とかなんとかいろんな面 について、こういうデータがありますよ―― たしか環境計画の中にそういうふうなデータ はあったと思うんですね。それをなぜここで、 例えばいわゆる炭素トンのデータがきちんと 言えないのかと。

もちろん私たちは、それを持ってぱらっとこう読んじゃおりますけれども、そういうのをぴしっと答えていただきたいと思うんですね。だから熊本県としてはこういう位置にあるから、ここを目標にして私たちはこうやっているんだと、この課もこうやっているんだという話をしならぬと、私たちはここの周辺

をこれだけしております、それじゃいつまでたっても——だけどマスコミを通じて啓発をやってみましたけれども、キャンペーンもやりましたけれども、なかなかですねと。ずっとなかなかで終わる。

毎年、計画はちゃんとこうなっていると、 やっぱり環境立県を標榜するなら、それくら いの目標を持たないとおかしいというふうに 思いますので、その辺きちっとやっぱり押さ えてこの委員会に臨まぬと、この委員会をつ くった意味も何も私はないんじゃなかろうか と。要望でございます。

○増永慎一郎委員 まず、森林吸収の対策のことで、16.1%の削減に対して8.1%を森林吸収で行うというふうな形で出ております。 具体的にどういう方法かというのはわからないんですが、一番最後の別紙の方に出ていますFM林の目標を達成すれば8.1%が削減できるのかというのを、まず簡単に教えてください。

○織田森林整備課長 森林整備課でございま 士

熊本県のこのFM林面積17万6,000へクタール、これを達成できれば、ほぼ8.1%に相当する二酸化炭素の吸収が可能というふうに試算をしております。

○増永慎一郎委員 私の地元の方にもいっぱい森林がありますけれども、やはりなかなか整備が進んでいないわけであって、こういうことをきちんと地元の森林組合とかその辺の人たちに温暖化の二酸化炭素の排出量の削減のためにも強く言われてやってもらった方が進むと思います。お金が出ないからとか、そういうふうな形でなかなか進んでいないのが現状だと思いますので、こういうふうな何というかCO2の削減のためにも、物すごく効果的で、要は今の削減の半分は森林が担ってい

るというふうな感覚ですから、その辺をもう ちょっと強く各森林組合等に伝えていただけ ればと思います。よろしくお願いします。

〇山口ゆたか委員 皆さん多くメモをとって いらっしゃいますけれども、皆さんは温対法 という法律に基づいて仕事をされるので、今 から言うことはメモをとってほしくないんで すけれども。

実は、京都議定書を踏まえて温対法という ふうなことがあるんですが、排出権というと ころで私が一番危惧しておりますのは、やっ ぱり国民に対してとか県民に対して、この排 出権の購入等々にそういった経費がかなり高 い水準で製品に盛り込まれていくというのが、 やっぱり今の物価上昇の中で危惧するところ であります。国内でどんなに努力しても限界 は見えておりますし、海外から排出権を買う べきは、もう日本の基準としては見えており ます。

そういった中で、県といたしましては、計画策定に一緒に向かっていかれるわけですけれども、実は排出枠あたりもまだ定かに決まっておりませんし、そういった積算をどうするかも決まってないわけでありまして、私は、県の立場とすれば、県民の生活や国民の生活にこの排出権にかかわる費用がどれだけ製品に転嫁されていったのかというのを追跡し、こういった、環境といいながら、実はそうですね、国際的な協調とも言いますけれども、かなり日本は厳しい状況に陥ると思います。

今の経済情勢を考えても、この中期的24年までに達成すべきということであれば、かなり厳しい状況を迫られる。そして、中小企業の算定とか言ってらっしゃいますけれども、これも厳しい。本当に厳しいことばかりで、排出権を売られて、それが物価に転嫁されるのではないかというふうに私は危惧しております。

こういったことから、皆さんは、鋭意この

温対法に基づいて頑張っておられるんですけれども、しっかりと排出の基準枠等々を見定めていくのは確かですけれども、そういった排出権の取引等々によって、企業がどのような――国民に対して、製品に対して、価格に転嫁していったこともしっかりと追跡調査をしてほしいなというふうに要望しておきます。

○鬼海洋一委員長 今の件は、執行部に対する質問のみならず、委員自身もお互いに考えなきゃならない部分も含まれているというふうに思いますが、特にポスト京都議定書の問題を含めまして今の意見については、現状の認識を含めまして、今後の取り組みのあり方の問題についてやっぱり決意を示しておく必要があるんじゃないかというふうに思いますから、環境政策課長の方から答弁いただければと思いますが。

○楢木野環境政策課長 委員御指摘のとおり、 今排出量の取引についても、じゃあどこに基 準を持つのかというと、いわゆる今試行がな されようとしてますけれども、それも自己申 告のところでやるとか、まだ不十分なところ もあろうかと思います。御指摘を踏まえて、 我々ができるところはやっていきたいと思い ます。

○鬼海洋一委員長 ポスト議定書が決まるまでは、当面2012年まで、この議定書の取り組みによってやっていく以外にないわけですから、そのために今議論しているわけですので、その点は森永室長、もう少しぴしっと言っとってください。

○森永環境立県推進室長 環境立県推進室で ございますが、今排出権取引の話が御紹介さ れておりましたけれども、これは今回10月か ら国で試行に入るということで、正式な制度 としてどういうふうに定着していくかにつき

ましては、まだ今後の課題だというふうに認! です。じゃあ海外とどう協調していくか。 識しております。

当面、県の場合、今課題が2つございます。 1つは、先ほどから御議論いただいていま す平成22年に向けての6%達成をどうするか という話と、それから今御議論いただいてい るような、もっと中長期的な対策といいます か、ここも来年秋ぐらいに国でその方針とい うか目標を出すということが出ているようで ございますが、まずは、県におきましては、 6%の達成というのが目下の課題ととらえて おりますので、将来的な議論も含めて引き続 きやっていきますが、御指摘いただいた部門 別になるのか施策別になるかわかりませんが、 数値目標的なものも検討して、それも早目に 整理をして県民運動を通じてそこら辺の施策 を充実させていただいて、県民全体でこの削 減という課題に対して取り組んでいけるよう な体制づくりや運動を広げていきたいと思っ ております。

○鬼海洋一委員長 山口委員、よろしいです

さまざまありますけれども、世界の大きな 流れは、削減に向けていく以外にやっぱりな いという前提で、今どうするかという課題で やってまいりますので。どうぞ。

○山口ゆたか委員 それはわかっております。 京都議定書をどうとらえるかということもわ かっております。ただ、カナダは、以前日本 と一緒に批准しておりましたけれども、カナ ダは批准しないという方向性を打ち出しまし た。それは、国内の事情等々をかんがみて、 やはり議定書には批准しないんだよという姿 勢をあらわしたことは皆さん御承知だと思う んですよね。

じゃあ日本で、今の状況でこの問題をしっ かりとクリアできるかと、国内だけでクリア できるか。もう基本的には無理が出ているん

実は、皆さん、いろんな環境の本が出とっ て見られたことがあると思いますけれども、 この排出権の推進派の皆さんは、例えば独立 行政法人とか金融の専門家であるとか、そう いった方がよく書かれております。本当に環 境に配慮した方は、ちょっとこの排出権に対 しては批判的な文章を書かれる方が多いです。 そのあたりも含めてみて、もう少し――本 当にじゃあこれを履行していくことはいいで す。温対法を履行していくことはいいんです けれども、国民にとって、県民にとって、ど ういうことが不利害になっていくのか、どう いう負担をしっかりと強いられていくのか、 そのあたりを見定める本当に情報分析が必要 だと、私はそのあたりを要望しておきます。 よろしくお願いします。

- ○鬼海洋一委員長 今要望が出ましたが、国 際議論の話もありますけれども、要望として お聞きしておきたいと思います。
- ○城下広作委員 1点だけ、済みません。

5ページですけれども、鳴り物入りで IS O14001という分で、いろいろ仕事関係でも これをとっとかなければ、会社のブランドと いいますか、信用価値が高まらないとか、い ろいろばあっと集中的に取り組んだものがあ りました。

最近それがちょっとどうなのかという部分 と、それと、この14001というのが環境に非 常に大事だということであれば、これをもっ と強力的に企業に進めていかないかぬと思う んですけれども、私がいろいろ聞くところに よると、ちょっと負担がきついとか、いろい ろもうやめようかなと、余りメリットを感じ ないとか、何かそういう部分で、経営的な部 分でそこにちょっと及び腰の人も結構いるん ですね。この辺のところをどういうふうに戦 略的に位置づけていくか、14001という。こ

の辺のことをちょっとどう考えているのか。

○鬼海洋一委員長 どなたがお答えになりますか。

○森永環境立県推進室長 今のは民間のお話 でございますか。それとも行政……。

○城下広作委員 民間企業です。

○森永環境立県推進室長 民間においては、 熊本県の場合、ISOの取得について、これ は余り伸びがそんなにないんですが、エコア クションという、環境省が提唱していますい わば中小企業版のエコアクション21という制 度がございまして、これの取得認証の率はど んどん数字が上がっております。

ISOについては、今本県で、ことし5月の数字でございますが、171件ですね。これは九州で3番目ぐらいです。それから、エコアクション21が本県は81件ございまして、これは福岡に次いで熊本県が九州では2位でございまして、取得率はどんどん伸びている状況でございます。

先ほども御紹介いたしましたが、温室効果ガスというか、温暖化対策でいきますと、このエコアクション21に関連するのは、中小企業については、いわば国の排出量を報告する義務づけの制度から除外されていまして、こういうところにエコアクション対象の中小企業についてはみずから削減の必要性を感じていただいて、いろんな省エネ、省資源の取り組みをやっていただいております。

これはもちろん温室効果ガスの削減だけじゃなくて、企業自体の経費の節減等に大きく 貢献できる制度でございますので、この制度の取得については、県でもいろんな勉強会を 開催させていただいて、その取得に向けての 御支援等をやっておるところでございまして、 委員のお話しのように、取得を継続するため

のいろいろな経費とかコストの問題も当然ありますので、そこはそれに見合う、あるいはそれ以上の効果といいますか、それを上げていただくということで御努力いただければというふうに考えております。

○井手順雄委員 今のと関連いいですか。 熊本県は、ISO14001はとっているんで すかね。

○森永環境立県推進室長 熊本県は、平成14年にISOの取得はやっておりますが、その後2回、更新が3年に1回ございますが、2回の更新を経て、ことし4月から、同じISOの規格の中ではございますが、認証方式から自己宣言方式というふうに切りかえをやっております。

その趣旨は、過去6年間、ずっと外部の審査員からいろいろ審査を受けて、その指導をやってもらって、その成果としてのいろんな削減効果も出てまいりましたので……。

○井手順雄委員 県がそういうふうに推進するならば、そうしてISOをずっと取得しとくべきじゃないんですかね。私はそう思いますけれども、答えは要りません。やっぱりそれだけ県がやった上で民間に推進をお願いするというのが私は筋と思うかな。今後はそうやってもらいたいと思います。

○鬼海洋一委員長 御意見としてとらえてお きたいと思います。

〇岩中伸司委員 4ページに、取り組みの一つとしてライトダウンキャンペーンが取り組まれてますが、7月7日に実施されたこの効果はどんな形か、集約はされてますか。

○楢木野環境政策課長 6月21日と7月7日 にやっておりますけれども、参加していただ いた施設は、6月21日の分が……。

〇岩中伸司委員 それはわかっています。効果。

○森永環境立県推進室長 削減は、参加いただいた企業は2時間、それぞれ6月21日も7月7日もやっておりますが、その削減のキロワット数相当でいきますと、6月21日が464施設参加いただきまして2,095キロワット、これは182世帯分の1日の使用量に相当いたします。それから、7月7日のクールアース・デーの取り組みにつきましては、545施設が参加いただいておりまして、これは1,966キロワット、世帯数で171世帯分の1日の使用量に相当するようでございます。

以上でございます。

〇岩中伸司委員 そういう効果が出ているということで、例えば報告資料の5ページには、これはコンビニですね。この業界、24時間営業を16時間にというたら、業界から削減効果は0.009%程度ということで反論があっているようですし、ましてやいろんなやつを考えればマイナスになるということですが、私、よく考えれば、皆さんそれぞれの部署で温暖化対策を努力されているその成果があらわれているんですが、根本的には私はここと思うんですね。企業活動が、やっぱり利益を求めて全国いろんな企業が進んでいるわけですから、私はやっぱり当然CO2の削減は困難な状況にあると思うんです。

我々の生活もそうですよね。より便利さを 求めて――私もよく県庁を歩くんですが、ク ーラーが入っとらぬなと、温度が高過ぎると 言うて大分文句も言うたこともありますが、 そういう生活にならされてきているんですね。 私は、やっぱり県の皆さんがしっかり努力 をされていることはわかりますが、根本的に は、我々のそういう、先ほど言われた――福 島委員だったですか、それぞれの意識を本当 に改革しなきゃいかぬと、県民の意識を。そ こからやっぱり生活パターンを変えなければ、 私はこの温暖化は進んでいく。

先ほどの楢木野さんからは、6.4度上がれば人類滅亡ということだったんですが、その滅亡までにあと300年だそうですね、今のまま進んでいけば。これは日本だけじゃなくて、全世界経済発展が進めば当然こういう形になっていくというふうに思うんです。

ですから、県で努力されているのは、ごく その中の抑制力だろうと思いますけれども、 根本的により利益を求めていくこの社会構造 が変わらない限り、私は地球は滅びていくと いうふうに思いますね。もっと言いたいこと はあるんですが、時間の都合がありますので。

○鬼海洋一委員長 ありがとうございました。 内野委員、簡潔にお願いします。

○内野幸喜委員 今、排出削減目標に向かって県の皆さんも一生懸命頑張っていただいていると思います。この達成が第一目標なんですが、やはり県外に向けても、熊本はこういう取り組みをやっているんだということで、熊本独自の何かできないかなと今ずっと考えていました。

例えば、熊本は、全国に誇る地下水があります。この地下水というのは、恐らく水温が相当低いんですよね。例えば、夏場なんかは、やはりアスファルトなんか相当熱くなりますので、夜間のうちにそういう熊本が誇る豊富な地下水なんかを利用して、そういったところに何かできないかなというふうに考えたんですが、何か答えられるところはありますかね。

○小嶋水環境課長 水環境課長でございます。 先生がおっしゃっておられますように、最 近地下水を打ち水に使ったりとかという形で、 ヒートアイランド現象の軽減に幾ばくかの貢献をしようと、そういう動きも出ておりますけれども、逆に今、この間の9月2日だったと思いますけれども、熊本都市圏の地下水の総合保全管理計画をつくったわけでございますが、片や地下水の保全についても取り組まなくてはならないというふうな、そういう問題もございます。

ただ、今おっしゃっておられましたように、 さまざまな活用方策を通じて、温暖化の防止 に役に立つような方法というものは、さまざ まな形で検討していかなくてはならないと思 っておりますので、そうしたことも含めて検 討させていただきたいと思います。

○鬼海洋一委員長 きょうの段階では不完全 燃焼だと思いますけれども、12月議会でまた 改めて議論をさせていただきたいと思います が、最後に吉永副委員長の方からお願いします。

○吉永和世副委員長 今、学校版環境ISO という形で、県内すべての公立小中学校が参加してすばらしい成果を出しているというふうに思っております。ただ、一番いい流れとして、やはりこの学校版環境ISOを通じて家庭での取り組みへ変わっていくのが一番すばらしいのかなというふうに思っております。

そういう中で、今回一般質問の中でグリーンフラッグという言葉が出てきましたけれども、それとちょっと関係するのかなというふうに思っております。そういった意味で、グリーンフラッグについてもしわかっていることがあれば、ぜひちょっと教えていただきたいというふうに思いますが。

○木村義務教育課長 グリーンフラッグの件 でございますけれども、議会で渡辺先生が御 質問なさった件でございますけれども、これ につきましては、環境教育基金、通称FEE という世界最大規模の環境NPO、それから NGO、現在世界で54カ国が団体として加入 している環境団体がございます。その環境教 育基金、このFEEが実際実施している事業 の一つの中にグリーンフラッグというのがご ざいます。

実際的には、まず、エコスクールという、水とかごみのテーマをもとにしまして1年間環境保全とか環境の改善に取り組むエコスクールの申請をしまして、最低1年間取り組みまして、その内容につきましてFEEが一定の基準に達しているかと判断しまして、いわゆる査定でございますけれども、そういうのを行いまして、達していた場合に、そのあかしとしてグリーンフラッグというのを授与するそうでございます。世界では、現在エコスクールに2万1,000校が参加していると。実際に取ったのは、6,000校がグリーンフラッグをとっているということでございます。

日本の現状でございますけれども、日本は、 FEEジャパンという支局になる分でござい ますけれども、これにつきましては、昨年、 平成19年に組織が設置されたということで、 まだ現在グリーンフラッグを取っている学校 は1つもございません、日本全国で。実際に 問い合わせましたところ、9月末から10月に かけて実施要項、応募要項をつくって、今か らホームページに載せて日本の学校等に紹介 していくという段階だそうでございます。

○吉永和世副委員長 今聞いた内容からしますと、今本県においては、小中学校において学校版環境 ISO、すべてやっているということで、グリーンフラッグを認証するにはすごくいい環境にはあるのかなというふうに思っておるわけです。

ですので、できれば学校版環境 I S O がスタートしました私の地元からモデル地区にやっていただくとか、そういった形で啓発をしていただければ非常にありがたいというふう

に思います。

その後、県内、また今度高校もスタートするということなので、できればそういった教育の場からスタートして家庭へと啓発するというような形でいくと、非常に家庭の中においての環境意識というのも向上していくのかなというふうに思いますので、ぜひこのグリーンフラッグへの取り組みというものも、県下挙げてやっていくような方向で推進していただければというふうに思います。

○鬼海洋一委員長 今の件はよくおわかりで しょうか。特に、先ほど委員の方からありま したように、環境問題で熊本県から何を発信 するのかというそういう質問もありましたが、 これは格好の発信ができる材料ではないかと いうふうに思いますので、ぜひ御努力をいた だければというふうに思います。

ほかに。義務教育課長、どうぞ。

○木村義務教育課長 現在、学校版環境 I S Oにつきましては、義務教育で100%実施しております。先ほど福島先生からお話もありましたように、今、先進的に取り組んでいる家庭版環境 I S O、家庭に呼びかけてそういう取り組みもやっているところもございますので、中身的にはグリーンフラッグの方向と同じでございます。ぜひこの件につきましては、中身等を十分検討しまして、今後参加等について考えていきたいと思っております。

○鬼海洋一委員長 それでは、温暖化問題について、その対策について、わずかの時間でありましたけれども、集中的に御議論をいただきました。この問題を議論しながら、それぞれの委員の方々も含めまして、改めてその深刻さ、あるいは問題点の大切さということを認識いただくことができたのかなというふうに思っております。

したがって、これから具体的にどう取り組

んでいくのか、12月議会でも改めてまた議論 をしていただきたいと考えておりますので、 ぜひよろしくお願いしたいと思います。

そこで、ちょっと気になることがありましたが、西岡委員、それから岩中委員からも御指摘がありました全体の把握を――熊本県として、どういうぐあいにこの温暖化問題に係る、あるいは温室効果ガスの排出等に対する認識、全体の把握をどうしているのかと。したがって、これをどうしていくんだという具体的な課題に対する認識、これがなければ具体化というのは進まないのではないかという、こういう質問も行われました。

それから、もう1つ、ちょっと心配いたし ましたのは、全国的に比較すると分母が小さ いから余り心配せぬでもというような御発言 もありましたが、しかし、冒頭私の方から申 し上げましたように、確かに全世界的な取り 組みの問題も今現在進行形でありますから、 かなり厳しい問題もありますが、しかし、自 覚するそれぞれの国が、あるいはその中で決 められた一つ一つのテーマに基づいて、それ を組織する単体、つまり県が具体的な目標に 対して一つ一つどう積み上げていくのか、あ るいは産業がどう一つ一つ積み上げていくの か、その結果でしか総量規制という減につな がらないわけですから、私どもとしては、当 面する県が目標としているものについて具体 的に取り組んでいくということが大事ではな いかというふうに思っておりますので、その 点も、委員長として、認識を示しながら、ま たお願いを申し上げておきたいと思います。

そういう意味で、今後長崎県においては、 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例 というのが、既に3月段階で可決をして4月 1日から実施すると、こういうぐあいになっ ておりますし、東京でも、御承知のとおりに この条例制定がなされているわけであります が、今言ったもろもろの課題をもとにして、 環境生活部長、今後の県としての一つの見解 という、現段階における見解というのは、感じられている点は、あるいは決意をお願いしておきたいと思います。どうぞ。

○村田環境生活部長 きょうは、多方面から 執行部に対する厳しい御意見もございました。 私自身、正直な印象で申し上げますと、こう いう温暖化対策の運動の難しさ、あるいは総 論と各論の違いとか、あるいはそれぞれの温 度差と申しますか、それを日々実感しながら 今日まで来ているというのが実は正直なとこ ろでございます。

生活スタイルの、あるいは企業活動の変化 そのものが、本気で求められている時期であ ります。例えば、ノーマイカーデー一つにと りましても、象徴的に月に1回乗らない日を 設けようなんていう時代はもう通り越してい るのではないかと。そういう意味では、ノー マイカーそのものの生活スタイルに切りかわ るというふうな運動を個人では声高に言って いるつもりなんですが、それは現実には非常 に難しゅうございます。

先ほど山口先生からお話がありました排出権の問題一つをとりましても賛否両論ございます。そういう中で、じゃどういうことを今我々は後世の人たちのためにやるかということだろうと思います。

例えば、幾つか御質問のあった中で、お答えになるかどうかですけれども、先ほどのハイブリッド車の導入につきましては、実は大分長い間軽自動車あたりに切りかえてきた歴史がございます。ハイブリッド車自体が相当高いということもあって、そういう悩みの中で、象徴的な中で先ほど言ったぐらいの台数しか入ってないというのが正直なところでありますが、どちらかといいますと、今一つの運動というような形でやっているのを、先ほど委員長おっしゃいましたような、ある意味でシステム化していくと。個人の努力だけでは、もうおさまらない。

あるいは、先ほどちょっと御発言がありましたが、私は人間の文明の暴走という言葉をよく使うんですが、もうとめられない。きょうだって、これだけの冷房の部屋、これだけの明るさの電気の中でやっておるわけですが、そういうとめられない動きの中で、じゃあどういうことをしながら、我々の子孫に対して、この地球を残していくかと。そういう意味では、どういう形を――個々人の行動がそれにつながるようなシステム化をしていくことかなというふうな思いがございます。

幾つか新しい動きの御提案等々もあったわけでございますけれども、きょう、議会の各委員の先生方の非常なはまりを私実感いたしましたので、きょうのいろんな御指摘は我々に対する一つの激励というふうに受けとめさせていただきます。

そういう意味では、より一層地球温暖化に向けた対応について、またいろんな御提案、御指導も受けたいと思いますので、今後の中でさらに議論を深めて、また12月議会以降の中で議論をさせていただきながら、何らかの形につないでいければというふうに思います。きょう、いろいろ答弁等で若干不手際がございました点は、深くおわびを申し上げます。

○鬼海洋一委員長 どうもありがとうござい ました。

今部長の御決意もいただきましたので、また、今後とも委員の先生方の御理解と御支援 をお願いしておきたいと思います。

議題の審議につきましては、特に言ってお きたいという方はいらっしゃいませんか。

それでは、これで打ち切りまして、なければ、報告事項に移らさせていただきます。執 行部から説明をお願いいたします。

まず、山本廃棄物対策課長。

〇山本廃棄物対策課長 廃棄物対策課でござ います。

公共関与によります管理型最終処分場の整備に関する最近の主な取り組みについて御報告を申し上げます。

平成19年度に実施いたしました地質・地下 水調査の結果を取りまとめましたので、5月 17日に南関町の対策委員会に、5月20日に和 水町の対策協議会に対しまして御説明を申し 上げました。

2ページに入りますけれども、環境影響評価方法書の中間取りまとめ案を作成いたしましたので、8月2日に南関町の対策委員会、8月6日に和水町の対策協議会に対して御説明を申し上げました。

このほか、南関町、和水町の議会を初め関係者に対しましても、同様に御説明を申し上げました。

2の今後の取り組みの(1)でございますが、これに記載しておりますように、現在条例に基づきまして環境アセスメントの手続に着手しており、10月中には第1段階でございます方法書の公告縦覧ができる見込みでございます。また、基本設計も作業中でございますので、12月議会で改めて内容を御報告させていただく予定でございます。

それでは、3ページをお願い申し上げます。 参考資料といたしまして、県内の管理型最 終処分場の残余容量などについて記載してお ります。

まず、基本的な考え方といたしまして、公 共関与による最終処分場の整備は必要不可欠 な事業でございまして、今後、計画的かつ着 実に実施していくことが重要であると考えて おります。

それでは、資料に沿って御説明をさせてい ただきます。

まず、表の1に記載しておりますとおり、 県内の最終処分量は、各種リサイクル法の施 行及び産業廃棄物税の導入等によりまして減 少傾向にございます。ただ、18年度までの推移及び平成19年度の報告数値等を見ますと、ほぼ下げどまりではないかと考えられ、今後は、横ばいもしくは微減と予測しております。また、現在稼動中の処理業者からの報告によりますと、平成19年度末時点での残余容量が9万8,000立米でございまして、同年度の最終処分量4万3,000トンから試算いたしますと、残余年数は2.3年ということになりま

4ページをお願いいたします。

民間事業者による建設計画でございますが、表2に記載しておりますとおり、九州産廃株式会社が、平成19年2月に施設の設置許可を得まして、約39万立米の処分場の工事中でございます。これが供用開始されますと、一たんは残余年数が延びることになります。しかし、菊池市との協定によりまして、平成26年度末までに菊池市内における最終処分場を終了することとなっております。

このほかには、表3に記載しておりますとおり、将来の処分場建設に向けて影響評価手続中のものといたしましては、有限会社オー・エス収集センターと松山開発株式会社の2社の計画がございます。

現在、オー・エスの方は、環境アセスの第 2段階でございます準備書の手続中でござい ます。松山開発は、第1段階の方法書手続が 終了した段階でございます。2社とも、まだ 環境アセス手続の途中であり、今後ともさま ざまな手続が必要となってまいります。

御承知だと思いますけれども、最終処分場の整備は、供用開始に至るまでさまざまな不確定要素がございますので、県といたしましては、産業廃棄物の安定的な処理体制を構築するためには、公共関与による最終処分場の整備が必要と考えており、事業に取り組んでいるところでございます。

今後5年以上の期間を要することを考慮い たしますと、引き続き計画的かつ着実に事業

最後になりましたが、今後平成22年度に計画をいたしております実施設計までに、民間の新増設計画や最終処分量の増減など産業廃棄物の処理動向もしっかり踏まえながら、最終的な施設の規模や収支計画等についても十分検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○楢木野環境政策課長 環境政策課でござい ます。

有明海、八代海再生に係る提言への対応についてでございます。

お手元の資料の5ページから43ページまでが、去る6月定例県議会において御説明しました本年度の取り組みのうち事業などの進捗があっているものについて一部記載内容の補整を行い、該当個所に下線を引いた資料でございます。

これらの取り組みにつきましては、まだ年 度半ばでもありますことから、引き続き着実 に進めさせていただいて、成果等につきまし ては改めて御報告させていただくことといた したいと思います。

本日は、本資料をもって提言への対応の進 捗状況等の御報告にかえさせていただきたい と思います。

以上です。

〇岩下水産振興課長 本年度の赤潮の発生及 び被害状況につきまして、お手元の資料の44 ページで御報告申し上げます。

まず、本年度の9月19日現在の赤潮の発生 状況及び発生の要因についてでございます。

本年は、5月から9月にかけまして、有明 海で3件、八代海で6件、天草海で2件の計 11件の赤潮が発生いたしております。

このうち、有明海におきましては、8月13 日には、熊本市沖でシャットネラという赤潮 とヘテロシグマ赤潮の混合赤潮によりまして、 エビ類、ボラ、ウナギ等の天然魚の死亡被害 があっておりますが、8月28日には終息いた しております。

また、八代海におきましては、8月11日から、上天草市の大矢野町地先等で、警報基準これはシャットネラ赤潮の1cc当たり10細胞以上が基準でございます。この基準を超えたために、直ちに赤潮警報を出しまして、餌どめ等の対策を指導しております。

以後、赤潮の範囲は南に拡大いたしまして、8月19日から29日までに、上天草市の高戸、 大道、樋島、天草市の御所浦町、宮野河内等 の漁場で被害が発生いたしております。この シャットネラ赤潮につきましては、9月2日 に終息いたしております。

このシャットネラ赤潮の発生の要因といた しまして、本年は非常に梅雨明けが早くて好 天が続き、海域の水温あるいは塩分濃度が高 かったことがシャットネラの大量発生につな がったものと推察いたしているところでござ います。

このシャットネラ赤潮によります被害の状況でございますが、上天草市大矢野町、龍ヶ岳町の高戸、大道、樋島、天草市の御所浦町、新和町、河浦町地先の養殖漁場で被害が生じております。御所浦町で約6割、大道で約25%程度の被害が特に目立っております。

被害状況につきましては、養殖ブリが約6 万4,350尾、全体の約9割でございます。そ のほか、シマアジ、カンパチ、ヒラマサとい った、非常に遊泳力の強い魚を中心に合計約 7万2,400尾が死亡いたしまして、被害金額 は推定で約1億8,400万円でございました。

下の図を見ていただきますと、右の図が有明海・八代海におきます平成に入りましてからの赤潮の発生件数の推移でございますが、一番右のグラフで字が小さくて申しわけございませんが、20年の9月19日現在の発生件数は、まだ冬場の珪藻赤潮等の発生が推定され

ますが、18年、19年に比べますと、決して件数としては多くないのではないかと。しかし、こういった18、19年の被害は出ておりませんが、今年度被害があったということは、赤潮の種類あるいは発生海域等により被害が異なってくる状況にございます。

それと、左側の赤潮による被害状況でございますが、ごらんのとおり、平成元年度以降、今御報告申し上げましたシャットネラ、あるいは平成12年には40億の被害を出しましたコクロディニウム等の赤潮による被害がごらんになっているとおりでございます。

今後の対策でございますが、今後とも赤潮による被害をできるだけ少なくするために、現在水産研究センターで行っています発生原因の究明や、あるいは赤潮発生対応マニュアルに基づきました各海域における定期的な漁場の調査及び赤潮発生後の追跡調査等を行いまして、できるだけ早い迅速な情報の提供といったものと、餌どめやあるいは早期の出荷等の指導に努めてまいりたいと思っております。

なお、この報告書には書いておりませんが、 今回の赤潮に対しまして、この委員会には出 席されておりませんが、団体支援総室の方で、 金融支援といたしまして、漁業共済の団体特 約によります支援、あるいは新たな種苗の購 入につきましての漁業近代化資金等の支援、 あるいは運転資金でお困りの方に対する農林 漁業金融公庫資金のセーフティーネット資金 等による対応といったものもあわせて考えら れておるところでございます。

以上でございます。

○鬼海洋一委員長 それでは、3点に及ぶ報告がありました。

まず、それぞれで質疑を行いたいと思います。

公共関与による管理型最終処分場の整備に ついて、御質問はございませんか。 ○森浩二委員 環境影響評価方法書の中間取りまとめ案を説明されておりますけれども、 地元の反応としては、今どういう状況ですかね。

○山本廃棄物対策課長 地元には、先ほど申 し上げましたように御説明しておりますが、 建設に対しまして合意をいただいている状況 ではございません。ただ、井戸調査とか、今 お話がありましたアセスの実施に関しまして は、対応の御了解をいただいて仕事をさせて いただいている状況でございます。きちんと 今後とも、住民を初め執行部、議会に対して、 理解を得る努力を重ねていきたいと思ってお るところでございます。

○森浩二委員 住民の人は、大体どれくらい が反対されよるとですか。ほとんどですか。

〇山口公共関与推進室長 公共関与推進室で ございます。

住民全体の中で割合がどうだということは、 現段階で申し上げられる状況にはないんです けれども、今後、まさに環境影響評価、こう いったものを通じて、場合によっては影響が あるのかないのか、ある場合はどのような対 策を講じるのか、こういったことをきちんと 丁寧に説明することによって大方の御理解を ちょうだいしてまいりたいと考えております。

○鬼海洋一委員長 森委員、よろしいですか。

○森浩二委員 最後に、反対派の人かどうか わからないんですが、もしこの事業が終了し てから、県はどこまで関与していくのかとい うことです。

例えば、違うところに民間施設でした場所 があるんですけれども、周りに何か井戸を掘 ったら黒い水が出たとか、そういうのが今で

もあるんですよ。だから、県は、ずっと永久 ! ○城下広作委員 ですね。そういうふうに認 的にこの処分が終了しても関与していくのか どうか、その辺をちょっと聞かれたんですけ يخ ا

○山本廃棄物対策課長 産業廃棄物の最終処 分場につきましては、埋め立て処分が終わり ましても、例えば15年は15年でいっぱいにな って、その後にも、それが安定化するという ふうに申し上げておりますけれども、その性 状が安定してこれで大丈夫だというときまで 管理をしていくという、そういう仕組みにな っております。

○鬼海洋一委員長 よろしいでしょうか。 ほかにありませんか。

○城下広作委員 今の話は、問題があれば永 遠に永久に県がちゃんと保証していくという ことを言わないと、公共関与の意味がないん じゃないですか。問題があれば、ずっと対処 していくということが前提だと思いますよ、 公共関与だから。

○山本廃棄物対策課長 問題のないように頑 張ってまいりますが、もちろん先ほど申し上 げましたように、安定化が終わるまではきち んと我々が責任を持ってやっていくというこ とでございます。

○城下広作委員 だから、安定化が終わって も、その後は、ずっと15年たっても問題があ ればちゃんと対応するということが前提だと いうことですよね。(「はっきり言うた方がよ か」と呼ぶ者あり) はっきり言わないかぬで すよね、それは。

○山本廃棄物対策課長 はい、そのとおりで ございます。

識しておきます。

○鬼海洋一委員長 ほかにありませんか。 それでは、次の報告事項に移ります。

有明海・八代海再生に係る提言と、それか ら3番目の赤潮の発生及び被害状況と関連す るものもありますから、これは一緒に含めて 質疑を受けたいと思います。どなたかありま せんか。

○井手順雄委員 一般質問でやったんですけ れども、ちょっと答弁がわからなかったもの で、再度確認の意味で質問させていただきま す。

今、有明海、八代海の県計画をもって海砂 利採取の削減計画というのをやられておりま すが、本年においては、あとどれぐらい採取 量があるのか、まずそれをお聞きします。

○鬼海洋一委員長 答えるのはどこでしょう カシ

○井手順雄委員 産業支援課にお尋ねします。

○前田産業支援課長 今回認可されておりま す採取量のあと余剰といいますか、建設資材 用としまして5万3,500立米、それから覆砂 用等が1,500立米、大体そういったところが 残っているものかととらえております。

〇井手順雄委員 実は、海砂利協会といいま すか、採取する組合がございまして、そちら の方にお聞きしましたところ、今おっしゃら れたとおりの数量であったわけでありますけ れども、しかしながら、この分は、結局今後 工事だとか覆砂だとかというところにとって るから、ほかに出せない。

というのがどういうことかといいますと、 今度八代の方で工事用の砂を多く使う工事が 発注されますね、大築島の。ここが来月入札 があるかと思いますけれども、ここで大体6 万8,000立米、7万立米ほど海砂を使うとい うようなことを聞いておりますけれども、熊 本県産の砂は使えないわけですね、そういっ た意味で。港湾課は、この砂をどういったと ころから調達しようというふうに思っておら れるか、お聞きします。

○大塚港湾課長 基本的には、考え方としては県内産を使うというのが基本ですけれども、 足らない場合には、代替材ということで県外 産の海砂とか、あとは、それがない場合には、 砕砂とか洗浄砂とかそういうのを使っていく という考えでおります。

○井手順雄委員 2月に、私、一般質問しま して、商工の部長が答えております。

答弁の中に「今後県が事業主体として実施 する公共工事において利用する海砂について は、計画に基づく海砂利の採取限度量の範囲 内で対応する」というふうなことをおっしゃ ってますね。

今おっしゃったように、不足した砂は県外からも入れますよという注釈がついておりますけれども、この報告事項の25ページ、ここにも「特例として総量規制の範囲内で一定数量を確保している」と。

実際、今度八代で施工する分は、すべて県 外産から調達すると、県外から調達するとい うような庁内での会議があったんですかね。 港湾課長に聞きます。

- ○大塚港湾課長 いえ、すべてといいますか、 すべて県外産というふうな話は持ってません。
- ○井手順雄委員 どういう話をされたか、そ こら辺を詳細にお聞きしたい。
- ○大塚港湾課長 先ほど申しましたように、

発注されますね、大築島の。ここが来月入札 基本的な事柄といいますか、そういうことで、 があるかと思いますけれども、ここで大体6 足らない場合には県外産を使うということで 万8,000立米、7万立米ほど海砂を使うとい 一応話し合いは持っております。

○井手順雄委員 先ほど私が言いました海砂協会さんの方に問い合わせをしたところが、もうこの今5万3,000立米は行き先が決まっていますと、ですから、今度新たに発注になる八代の仕事は、サンド・コンパクションの工事用の砂はすべて県外産というようなことであります。

そうしたら、県外――いつもおっしゃっております。ある一定の数量確保して県内工事は県内産で済ませましょうという観点で、足らぬ分は県外から入れましょうと。そういう観点で、工事用の発注、または、それにあわせて砂の量というのと整合性をとりながら工事を発注されていると私は認識しておりました。

しかしながら、今回のように全く県外産というようなことであれば――熊本県内に砂はあるんですよ、いっぱい。しかし、総量規制で規制されとるから県外からとらないかぬ。そのかわり一定の20万なら20万立米の許可を出しておりますけれども、その中で工事を発注していくと。これも大事なことじゃろうと私は聞いておりますけれども、全然それが違うわけですね。

それでは、ここでまた聞きます。

その県外産を今回は7万立米とらなくちゃいけないわけでありますけれども、単価はどういう単価で設計されておりますか。港湾課長に聞きます。

○大塚港湾課長 単価は、年度当初に調査いたしまして、一応現場着の単価ということで、特別県内産県外産というふうな制限といいますか、それを求めてはおりませんで、具体的な数字を言いますと、立米1,900円という数字で積算をしております。

○井手順雄委員 これは県内産なんですね、1,900円は。だから、例えば壱岐対馬、このあたりから持ってきますと、これよりプラス500円ですよ。業者さんは、落札されたならば、ここ辺は熊本県内産で例えばとろうという思いで行って見積もりもとられます。しかしながら、県内産がないけん県外産の長崎産をとろうと、この場合は立米2,400円。この差額は、設計変更を見るんですか。

○大塚港湾課長 今、井手委員の方からおっしゃったような状況といいますか、すべて県外産というふうなことでありますならば、我々の調べた範囲では400円かそのくらいのアップになるのかなというふうな状況の情報をちょっとつかんでおりますので、それによって、そういうふうな状況になりましたならば、例えば業者の方の方からスライド条項の適用とかそういう申し出がありましたらば、それを受けるというような状況になるかと思います。

○井手順雄委員 変更するということですね、 ここではっきりおっしゃいましたね。はい、 わかりました。

で、この問題は、さまざまなこういう問題が山積します。こうした場合、5万3,500立米と1,500立米で、今県内産のとれる砂が5万5,000立米ですか。こうした場合、例えば単協で、この間一般質問もしましたけれども、3月とか2月に覆砂事業を行いたいと思った場合、県内産の海砂は行き先は決まっている。しかし、覆砂は何立米でお願いしたいと業者さんに言うたら、うちはもうことしの出荷量は決まって掘り上げましたからありませんとなった場合には、今度は県外産を買わなくちゃいけないわけですね、単協は。

こうした場合、立米500円も400円も高うなったら、単協の少ない予算で覆砂事業を行わ

なくちゃいけないと、大変これは苦労すると ころですよ。そういった場合、県としては、 じゃあ追加して県内産の砂を出しましょうか というようなことはできないんですかね。そ こをお聞きしたい。産業支援課もしくは水産 関係ですね。

- ○鬼海洋一委員長 どこが答えますか。
- 久保田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課 でございます。

一応全体の数量の中で覆砂の砂が足らない という場合には、削減対象内で補充をすると いうのが大原則かと思います。それでも足ら ない場合には、購入というような形で覆砂を やるということになると思います。

- ○井手順雄委員 だから、県外産の高い砂を 買えということですね。そういうことですね。
- 久保田漁港漁場整備課長 状態がそういう 状況になりましたならば、やむを得ないよう な形になります。

○井手順雄委員 それで、水産振興というの はどやん考えとんなるですか。有明海、八代 海の水産振興というのは、県庁の職員さん方 は、

私はいつも思いますけれども、表向きは水 産振興振興と言われて、中身はそうした規制 規制じゃないですか。こうやって17漁協の組 合長さんから知事に要望もしましたよ。県内 産の海砂を確保してくださいと、覆砂事業は とっても大事ですと、アサリ貝の需要を今後 ふやしていきましょうよと、県もそういうこ とを言ってるじゃないですか。それが県外か らしか砂がとれないということはどういうこ とですか。砂はいっぱいあるんですよ、有明 海

一般質問でも言ったように、それが環境破

壊といえばそこまでですよ。しかし、我々は そういうふうに思っていません。最低限要る だけとらせていただいたらいいんじゃないか というような思いがあるわけですよ。

これは、よく執行部に聞きますと、県議会の有明海・八代海再生特別委員会の中で提案されました。その中の文章の中に、今後作澪やしゅんせつで発生する良質な砂の活用を推進されたい、覆砂においては。こういうことを書いておるから、議会がこう言ってるから、私たちは、そういう数量とかなんとかを出せませんよと、追加はできませんよと。これは良質な砂なんですよね。これがない場合はですたい、議会はそこまでは言ってないわけですよ。わかります。

20万と今頭が決まってますけれども、良質な砂がなかった、工場に行ってしまった、なら砂がないから有明海から移動させましょうよと、これが違反であるというならば、これは水産振興はできませんよ。これがあるからできないと言ってるんですか。再度お聞きします。

○久保田漁港漁場整備課長 県議会の提言に 基づきまして、私たち、公共事業としての覆 砂事業を毎年やっております。公共事業とし てやる場合におきましては、基本的に作澪を 行って、そこで発生します砂、若干泥分がま ざっておるかもしれませんけれども、そうい った発生した砂を用いて、その砂を覆砂に用 いるという基本方針で平成16年からそういう 形でやってきております。

あと、公共事業以外に覆砂をやる事業が漁協さんとかあるかと思いますけれども、そういう場合においては必ずしもそういうルールにのっとってないケースもあるかと思いますけれども、私たちは、そういった提言に基づきまして、今後水産の振興に寄与していきたいというふうに思っております。

以上です。

○井手順雄委員 委員長に考えていただきたいのは、こういう提言、提案があるから、熊本県は今の削減計画はとめられないと、変更ができない。変更ですよ、変更ができないというわけです。ただ1行ですよ、1行。

ですから、私が委員長に言いたいのは、この特別委員会で再度私はいろいろ話をしていただいて、また新たな削減計画というのをぜひともつくっていただきたい。そがんせぬと、この人たちに言うても何も変わらぬです。

本当、有明海は、アサリの覆砂事業、これが一番の今キーです。これが今からなくなれば、有明海はもう死んでしまいます。そういった意味では、ぜひともお願いしたい。

それと、もう1点。

私、一般質問でも言いましたけれども、あと3年、4年すれば、長崎、佐賀から砂が入ってこないというか、持ち出し禁止にしましょうよというような意見が出ています。これは、県議会の先生方、長崎、佐賀県の県議会の先生方からお聞きしました。

現に長崎県は、砂船を半分に減らしている と。砂船はあるけれども、業者さんを半分ぐ らい減したというような形の中で、これはあ と3年ぐらいしたら、こうやって当てにしと る佐賀県、長崎県から来ぬわけですね。

こうした場合、今県内で使っている半分の砂が足らぬわけですたい。これをおたくらに聞けば、はい、検討委員会はつくってちゃんとお話をさせていただいておりますとか、今後はどがんします――中身を聞けば、ただ課が寄って話をしているだけで、問題を本当に先送りしていると私は思っております。

そういった意味では、県議会も含めて、水 産も含めて、建設業界、各種団体も含めたと ころの細骨材検討委員会というのをつくって、 今からどうしようかと、山を削るなら環境破 壊はどうなるのかとか、そういうアセスも要 ろうし、そういうのをしていかぬば間に合い ません。

この間部長に質問したけれども、その辺は 答えていただかなかったので、あえてだれに 聞けばよかつですかね、答弁をお願いします。

○鬼海洋一委員長 今の件について答弁はありますか。

○前田産業支援課長 産業支援課でございま す。

今、井手委員から御質問がございましたように、県内の細骨材の需要量としましては、 ちょっとデータが古いんですけれども、平成......

○井手順雄委員 それはよかですけん、つく るかつくらぬかをお願いします。

○前田産業支援課長 当面、今私どもの方の 海砂利検討部会で検討しておりますのは、今 回の海砂利削減に関する削減量、5年間で2 万3,000なんですが、これの代替材をどうす るかということ、それから、今後天然資源に かえまして再生資源を活用していく必要が十 分あるということで、そこらを中長期的に検 討していくということで検討の場を設けまし て課題の整理を始めたところでございます。

今委員がおっしゃられました細骨材の協議会というものに関しまして大きい視点から検討する場かと思いますが、これらにつきましては、今設けた検討の場で、代替材の検討を進める過程の中で、他県からの海砂利が入ってこないでありますとか、そういう大きい状況の変化がありました場合、そこら辺の動向を見据えながら、新たな検討の組織でありますとか検討の方法を考えるべきではないかというふうに考えております。

○井手順雄委員 それじゃ間に合わぬと言い よるわけですたい。それじゃ間に合わぬわけ ですよ。わかります。もう3年先――今からやっぱりあらかたの成果というか、こういった方向で行きましょうというような指針を出しとかなければ、あなたたち、庁内といっても、産業支援課、河川課、水産振興課、4つぐらいでしょう。そのぐらいの方々で何がわかりますか。海砂の関係の方々とか、業界の方々、県議会の方々と、やっぱり幅広い意見を出し合いながら、どうやって確保していこうかというのをやっぱりしていくべきと私は思います。これは部長、いかがお考えですか。

○村田環境生活部長 私も答弁の中で申し上 げましたように、骨材をどう、あるいは覆砂 材をどう確保するかというのと、有明海、八 代海をどう守るかというのが一番悩んだとこ ろでありますというふうにお答えをしたとこ ろですが、そういう状況の変化にどういうふ うに対応するかというのは一つの大きな視点 ではあろうかと思います。

ただ、私どもがこれまで検討してきた経過は、先ほど提言ということに縛られ過ぎるという御指摘がございましたけれども、長い経過の中で熊本県だけがやはり有明海で砂をとっているということ……

○井手順雄委員 とれる場所があるからです。

○村田環境生活部長 そのことと、現時点で、今の申請書等々によりますと、相当高い割合で汚泥分であるとか石とかそういうものがまじっている。そういうものを洗いながら砂を採取しているわけでありまして、そういう採取行為に対する一つの懸念が議論の中であったことも事実だろうというふうに思っております。そういう中で、そういうことと骨材の確保をどういうふうにするか。

現実に、福岡県でも大量の砂を県外から持ち込んで入れているわけですけれども、そういう状態あたりとも比較しながら、熊本県の

場合、有明海の環境を守るというのと骨材の 確保をどうするかということは今後も大いに 議論は要るかと思いますけれども、今回、今 年度からつくった計画においては、そんな何 といいますか、全面禁止をするような極端な 変更ではなくて、覆砂としゅんせつ等の例外 を認めた上で、なおかつ年間約2%、5年後 に約1割ちょっとぐらいの削減になる程度の 緩やかな削減計画になっております。そうい う状況の中で、そこらあたりが両方を折衷案 にした一つの形ではないかというふうに私は 理解をいたしております。

〇井手順雄委員 今の答弁、おかしいですよ。 その20万というのが足らぬから、どがんかしてくださいとお願いしよるわけであって、現に覆砂ができないじゃないですか。そうでしょう。そして、有明海は熊本県だけが掘っている、そういう掘る場所があるから掘れるんですよ。佐賀県とかなかでしょうもん、掘るところが。そうでしょう。そういうのをやっぱり理由づけてもらっちゃ困るわけですよ。

ぜひとも細骨材の検討委員会をつくっていただきたいし、委員長にもお願いしておきますけれども、海砂利の関係をもう一回吟味していただいて、協議していただければなと思います。もういいです。

#### ○西岡勝成委員 関連でよか。

私も有八には大分おりましたので、今井手 先生からのお話があった経過について、ちょっと立場が、同じ海に生きる人間としてちょっと違う部分もありますので、経過を――先 生方も、まだ有八におられない、経験ない先 生方もおられたので。

実際、違法の採取が行われているということはありまして、現場に視察に行きました。 すると、良質な砂をとるために、かなりの量の汚泥を流す。上空から見るとまさしくわかりますけれども、汚泥は浮遊物になって沿岸 に押し寄せて、かえって覆砂をやってまたアブハチ取らずになるんじゃないかというような議論が随分委員会で行われて、やはり閉鎖性の強い海域での採取については、制限をすべきじゃないかというのが有人での議論であったと思いますので、その精査を――どういう影響があるのか。

実際見にきますと、海底はでこぼこです。 クルマエビあたりの稚魚も、かなりの量で放 流をいたしておりますし、そういう海底資源 に対する影響、そういうものも我々を含めて 議論した結果でこういう附帯の意見もつけて おるわけでございますので、その辺をやっぱ り精査しないと、覆砂イコールアサリ資源の 回復、しかし、覆砂するための砂をとること によって、またヘドロが沿岸に押し寄せると いう逆効果になっていけば何もなりませんの で、その辺のことをきちっと精査した上で考 えないと、骨材の不足というものもあるかも しれませんけれども、やはり十分な精査をし た上でやっていかないといけないと思います。

○佐藤雅司委員 これは、土木部にちょっと 先ほどとの関連で申し上げたいと思いますけれども、山のいわゆる上下流の関係ですけれ ども、山の人間としても、ずっといわゆる沢 と言われるところ、それから中小の河川、小 さな河川から大きな河川に出ていくところ、 今やっぱり環境問題とかなんとか言って掘削 をしないということが実は地域の課題になっ ているということです。

今までずっと堰堤をつくってきたんですね、いわゆる河川管理の点から。そうすると、上の生活雑排水、いわゆる堰堤の上に小石や砂を流さずに、すべて上水、富栄養化したものを流して、だから大きな河川に出るところが、昔は私たちがひざまで行って小石や砂はざらざらしてとても水がきれいだったんですけれども、今は富栄養化したものが河川のいわゆる三角州のところに出てきて、物すごい堆積

して、しかも、そこにアシあたりが物すごく 生えて、いわゆる環境に悪かわけですね。そ のことがずっと有明海や八代海にやっぱりつ ながっているというふうに私は考えておりま す。

ですから、やっぱり農業関係にしても、みんな土木の関係にしても、これから魚道の関係もそうですけれども、ちゃんとそうした小石や砂を流すような土木工事のあり方、そしてそういうふうな工事の再生を図っていくために、やっぱりそういうところも努力せないかぬとじゃなかろうかというふうに思います。

今、やはりかなり河川に対しては、工事や砂、言ってみれば泥土もまじっている砂もあるかもしれませんけれども、結構上の方ではある。しかし、それを海に運ぶなんていうのは、また費用対効果の面で大変な金額になるでしょうが、そういう面も全体的にやっぱり考えてもらわぬと、ただ有明海に出たものがそのままという、そしてそこをつくっていくという。

やっぱり上下流の関係というのは、山の関係もそうですけれども、そうしたことをちゃんと考えて、以前だったらそういう工事もやってたかもしれませんけれども、やっぱりこれからは、そうしたものを、少しずつでも、予算の範囲内である限り、環境の再生という意味からもちゃんとしてもらわないといかぬなということです。

○西岡勝成委員 私も、この前、政審会議だったと思うんですけれども、荒瀬ダムの撤去の問題のときにもお願いしたんですけれども、それぞれダムとか砂防とか、いろいろ県内――要するに河川からの流入がないわけですね。海砂にしても何にしてもとまってしまっているので、将来的には、やっぱりそういうところにたまった砂をどう活用――砂利とかそういうものを活用するかということを十分今後考えていかないと、山からの供給がないんで

すね、河川からの供給が。その上にやっぱり 海の砂をとってしまうと――前みたいにあれ ば、とってもまた返ってくるという部分があ りますけれども、供給がない中で海砂をとっ ていくというのは非常にやっぱり環境的にも いろいろな問題が出てくると思いますので、 その辺のことも含めて河川管理という意味か らも考えていただきたいと思います。

#### ○鬼海洋一委員長 御意見として承って……。

○井手順雄委員 最後に。西岡先生からいろいるお話がございました。ちょっと補足ですけれどもね、補足というか。

私は、以前みたいに100万とか80万とかそういうふうな量を掘れというわけじゃないんですよ。やはり環境に配慮しながら海砂というのも考えていかなくちゃいけないというのは十分認識しております。そういった意味で20万が限度なのかという話なんですね。100万とか80万掘りよった時代に、3カ年かけて調査しなはったでしょう。何も結果は出ませんでした、科学的な。悪影響を及ぼしているという調査は出ませんでした。

そういった中で、今覆砂事業が大事であると。大事である。20万じゃ砂が足らないと。なら25万、30万、そのぐらいだったら環境には影響がないのかなというところの数量でどやんか覆砂事業を守ってくださいよというお願いをしているということですから、最低限私は言いました。やはり生命、身体、財産が大事だと。有明海に住む——そしてその中から環境に十分配慮した施策をとっていくと、これが県の指導じゃなかろうかと私は思いますけれどもね。

そういうことで終わります。

○佐藤雅司委員 最後に、1つだけ済みません。

○鬼海洋一委員長 今の件ですか。

#### ○佐藤雅司委員 今の件です。

言い忘れておりましたが、世界的な環境で 実践をされているC・W・ニコルさんの話も ちょっと聞きました。やっぱり良好な適切な 管理をしていかないと環境は保たれませんよ ということで、全然手つかずで守られること はありませんと、こういうことでございます ので、そのこともお伝えして……。

○鬼海洋一委員長 それでは、私の方にも井 手委員の方から要請があっておりますので、 現在の思いを申し上げておきたいというふう に思いますが、これまで、井手委員、本会議 やあるいはそれぞれの委員会の中でも、漁協 関係者としての悩み、あるいは漁民の経営に 対する、あるいはそれらの運営に対するさま ざまな悩み、そしてまた思い等についてはよ く発言をいただいておりましたので、その気 持ちは承知しているつもりであります。

ただ、これまで、有明海、八代海再生に向けた取り組みについては、御承知のとおり、 平成12年に、これは熊本県としてもあるいは 井手委員そのものも大変悩まれたというふう に思いますが、大規模な赤潮による有明海の 養殖ノリの色落ち被害、ここから我々県議会 としても注目しながら有明海、八代海の再生 に向けての取り組みが始まっただろうという ふうに思っております。

その後、平成13年に、庁内に熊本県有明 海・八代海再生調整会議が設置をされ、その 中で県独自の総合計画が策定をされました。

その後、これは国としても、当然県議会あるいは県としても、強く国に求めた結果、有明海及び八代海を再生するための特別措置法という法律が制定されたのが平成14年であります。

そして、法律に基づいて有明海、八代海再 生に向けた熊本県計画が策定されまして、先 ほどから報告をいただいておりますのは、その議論、その計画に基づく取り組みがどうであったのかという、こういう報告が実はこの委員会の中で毎回行われているところでありまして、その後、県議会に、具体化する、県議会として積極的に取り組むための有明海・八代海再生特別委員会が設置をされました。

特に、新人の先生方につきましては、それらのこれまでの経過について、ぜひ御承知おきをいただきたいというふうに思っております。

そこから、実は議会としても、この委員会として、先ほど言いましたように、国の方針に基づいて制定をされました県計画、これはどうなのかという点検をやってくる方向につながったわけでありまして、その結果、その中から、実は先ほど井手委員の方からも強くお話しいただいておりますように、この計画全体の中で提言をして、そしてその中で、つまり海砂採取に対する規制というものが具体的になされたのが今年度、平成20年2月議会であったというふうに思います。

さまざまな議論、そして多くの委員の指摘、こういうものの積み重ねの中から、実は今回の海砂採取に対する規制というものが盛り込まれて条例化されたと。条例化ですよね――条例化じゃない。そういう熊本県としての取り組み方針が議会としても承認をされて今日に至っているということでありますので、今お話がありました経過については、これまでの長い歴史とそれから取り組んだ経過、そしてその中で決定した内容、これについても、当然この委員会の委員長として、この問題に対する非常に重い思いを込めながら取り組んでいくということが、最大の委員長としての使命ではないかというふうに思っています。

ただ、御紹介がありましたように、それに よってさまざまの当該する関係者としての問 題点等については都度都度出てくるわけであ りますから、そのことについては、今回開か れておりますこの委員会の中でも十分配慮を : たいと思います。 しながら、それぞれの委員会のたびに議論と して担保していくというぐあいに考えており ますので、そういう意味で井手委員、ぜひ御 理解をいただきたいと思っております。どう ぞよろしくお願いいたします。

ということで、この問題、3件の報告に関 する取り組みについては終わりたいと思いま すが、今申し上げましたことに絡めても、何 か委員の方々から御質疑はありませんか。西 岡先生、よろしゅうございますか。

そういうことで、この問題の質疑をこれで 終わりたいというふうに思います。その前に、 村田部長、そういうことでよろしゅうござい ますか。

- ○井手順雄委員 その他でいいですか。
- ○鬼海洋一委員長 それでは、その他の件に ついて、委員の御質疑があったらお受けいた します。
- ○井手順雄委員 玉名市北部の新幹線のトン ネルがありますですな。あそこが通って、三 ツ川地区と石貫、両地区の水源というのを切 断して、住民の方々が本当に困っているとい うような――新聞もこうやって取り上げられ ておりますけれども。

そして、今機構と――これは事業主体が機 構であります。機構といろんな今協議をされ ているというような状況の中で、一回県庁に も来られましたので、土木部長と一回意見し ようというような形の中で、私も同席して、 岩中先生も一緒に、あと森先生も一緒に同席 して、県の立場からできるだけ機構の方にお 願いをしてくれというようなことをやったん ですけれども、これは環境という立場から、 井戸水がかれるというようなところで、環境 という視点から県はどのような考えでこの問 題に関与されているのか、ちょっとお聞きし

- ○鬼海洋一委員長 どなたがお答えになりま すか。
- ○小嶋水環境課長 水環境課でございます。

九州新幹線の玉名トンネル工事に伴って渇 水の被害が出ていると、そういう話は私ども の方も承知をしております。この間、そうい った形で土木中心に県の方に陳情もされたと いうお話も聞いております。

対策としては、今それぞれ、これは鉄道・ 運輸機構等を中心にしながらやっておられる ようでございますけれども、地元の方の要望 とはまだ大分開きもあるというふうに聞いて おりまして、そのあたりのところを私どもの 方も関心を持って見守っているところでござ います。

○井手順雄委員 土木部と環境政策課とか水 関係の課がどこまでできるのか、逆に。この 問題に関してですよ、機構に早よせんですか と、ただ言うだけなのか。

この新幹線というのは、機構がつくってい るわけでありまして、お金を出しているのは 県なんですね、県と市町村と国と。そういっ た意味では、県が一番出しているわけであり ますので、私たちは知りませんというような 対応じゃ私はいかぬと思うんですね。やっぱ り県がリーダーシップを発揮して、機構の方 にもどしどし言うし、県ができることがあれ ば県がするしというような対応をとってやら ぬと、この水というのは本当に大事な問題で ありますから、また、そういった意味では、 今のような答弁じゃ私は納得いかないのかな というふうに思いますけれどもね。そこら辺 はよく精査していただいて、またいろんなあ れがありましたら教えてください。

○鬼海洋一委員長 今の要望については、ぜ

ひ取り上げていただいて、できるところで関 ! ですが、環境政策課長ですか。どういうぐあ 係のところがあるとすれば、そこと相談をし ながらお取り組みいただきますようにお願い しておきたいと思います。

ほかにありませんか。

○佐藤雅司委員 荒瀬ダムのことについてち ょっとお尋ねをいたします。

八代海に対する荒瀬ダムの影響について、 企業局と話をされているというふうに思いま すけれども、環境の点からどのような影響と いいますか、ややある、かなりある、相当あ る、いろいろあると思いますが、ないという ことは恐らくないと思いますけれども、どの 程度の御認識かちょっとお尋ねをしておきた いと。まだまだいろんな数字を積み上げてい かなきゃいかぬというふうに思っております けれども、その辺をちょっとお尋ねします。

○鬼海洋一委員長 とりあえずは、まず、企 業局の次長かな……。

○上野企業局次長 私の方からお答えします。 確かに、先生が言われるとおり、八代海に 対する荒瀬ダムの影響というのは、皆さんが 言われるようにあると思います。ただ……( 「座って」と呼ぶ者あり)座っていいですか。 荒瀬ダムが八代海に対して何らかの影響が

あるということは、そのとおりだと思います。 ただ、水産資源等に対してどういった影響が あるかということを、その影響の程度を数値 的に出していくというのは非常に難しいんじ やなかろうかというふうに考えております。

現在、いろんな既存の調査がありますので、 そういったものをもとに把握していきたいと、 その影響度というのを把握したいというふう に思っております。

○鬼海洋一委員長 それでは、今の質問に対 して、企業局の方からはそういう認識のよう いに環境の問題から考えているかということ について、お答えいただければ、どうぞ。

○楢木野環境政策課長 環境部門といたしま しては、確かに八代海、有明海に対する環境 について、それは極力事業部局の方でないよ うにしてくれというお話はしています。

ただ、これは第一義的には、やはり施工す る部署がやる問題でございまして、我々とし ては、例えば……(発言する者あり)例えば ……(「そういう言い方あるか」と呼ぶ者あ り)我々、例えば事業をやる場合に、アセス メントの話とかありますけれども、我々環境 部局が、例えばその事業について、やった方 がいいとかやったらいけないとかいう立場に はございません。

それで、これについては、まさしく企業局 の方が今検討なさっておるものですから、こ れについては、その結果を見て、環境部局と してお話ができるところはしてまいりたいと いうことで動いております。

○鬼海洋一委員長 ほかには…… (「水産振 興とか、そういったところは」と呼ぶ者あ り)

○岩下水産振興課長 水産振興というサイド から見ますと、河川域からの砂の供給が、海 域の二枚貝等にどう影響を与えていくかとい うことだと思います。ですから、基本的にい いますと、やはりそういった河川域の構築物 がなくなれば、当然そういった砂の供給があ るでしょうし、そういった二枚貝にマイナス の影響はないと思います。

ただ、今回の場合は、例えば荒瀬ダムを撤 去したということを想定したといたしまして も、その下に遙拝堰がございますし、その下 に新前川橋があり、球磨川堰もございます。 上に瀬戸石ダムもございますので、荒瀬ダム

域まで供給されるかというのは、うちも内部 でいろいろ検討したんですが、非常にそこは 難しいというのがございます。

それと、確かに、八代海の球磨川河口域は アサリがこのところふえてまいっております。 ただ、それと15年の冬場でしょうか、ゲート をあけられたということで、それが効果とし てあらわれているかどうかというところが1 点課題としてございますが、実は御存じのよ うに、有明海におきましてもアサリはふえて きておりますし、八代海の河口域のハマグリ を見ますと、逆にちょっとこのところは減っ てきているというような状況にございます。 そういったものを総合的に考えますと、なか なか、それが荒瀬ダムのゲートをあけた影響 かどうかというのは非常に難しいところがご ざいます。

以上でございます。

- ○佐藤雅司委員 よございますか。いずれに しても、明日委員会がありますから……
- ○福島和敏委員 関連ね。今、関連。
- ○佐藤雅司委員 当然ですたい。
- ○鬼海洋一委員長 こちらからのまず質問で すから。
- ○佐藤雅司委員 私の質問ですから。

明日は企業局が主に対応されますので、そ ちらの話を十分聞きたいと。また御意見も出 るだろうというふうに思います。

今、環境政策課あたりがどういったところ と協議をされているのか、その辺のところを きちっとやっぱり聞いておかないと、企業局 だけの話では皆さんが御納得いかぬとじゃな いかなという感じがしますので、やっぱりき ちっとした説明をするために、ぜひともそう

をとったときに果たしてどれくらい砂が河口 ! した関連のところと――あるいはいろんな学 者がいろんなことをおっしゃっておりますの で、なかなかまとめにくいということはよう わかっております。が、やっぱりそうしたと ころを総合してお話をしていただかないと、 やっぱり県民に対する説明というものをきち っとやらないといかぬというふうに思います ので、そこら辺は要望しておきます。あした きちっと答弁ができるようにお願いしておき たいと思います。

> ○鬼海洋一委員長 それでは、ほかにありま せんか。

なかったら、時間もかなり経過をいたして おりますので、その他の件につきましては、 これで終わりたいというふうに思います。

先ほどちょっと私の発言の中で、条例です かというような不用意な発言をいたしました が、これは熊本県海砂利採取削減計画を策定 したのが平成20年の1月ですので、訂正をし ておきたいというふうに思います。

それでは、その他の件についてはこれで終 わりたいと思いますが、よろしゅうございま すか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○鬼海洋一委員長 それでは、要望書が提出 されておりますので、御参考までにお手元に 配付をいたしております。有明海再生に関す る要望書ですね。これをごらんいただいてお きたいと思います。

付託調査事件の閉会中の継続審査について 提案したいと思いますが、付託調査事件につ いては、引き続き審査をする必要があると認 められますので、本委員会を次期定例会まで 継続する旨、会議規則第82条の規定に基づき 議長に申し出ることにいたしたいと思います が、異議はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鬼海洋一委員長 異議なしと認め、そのよ うにさせていただきます。

かなり長時間になりましたが、特にこの委員会では温暖化問題に関する集中的な議論をいただきました。まだ十分に――それぞれの意見もあったと思いますが、十分にお出しいただいたというふうに思いませんけれども、今申し上げましたように、継続案件として12月議会もこの件は継続して審議をする予定でございますので、ぜひ、きょうの委員会の中で心の中に期する、あるいは思いがあるとすれば生かしていただきまして、さらに、十分な審議のもとに熊本県として具体的に成果があらわれるような環境行政に結びつけていきたいと、こういうぐあいに思っておりますので、よろしくお願いいたしまして、第8回の環境対策特別委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。 午後0時58分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により ここに署名する

環境対策特別委員会委員長